MIYAGI UNIVERSITY 2019

平成31年度　宮城大学大学院看護学研究科　履修ガイド

配合率70%以上の再生紙を使用しています。

平成31年度

看護学研究科

履修ガイド 2019

宮城大学

この履修ガイドは修了まで大切に保管してください

目　　次

総　論
1　標準修業年限，在学期間及び在学年限 ･････････････････････････････ 1
2　授業期間
3　授業科目
4　シラバス
5　時間割
6　履修登録
7　授業への欠席及び遅刻 ･･･ 2
8　休講
9　補講
10　試験・成績評価
11　追試験・再試験
12　成績発表
13　課程の修了及び学位の授与
14　学業に関する相談
15　事務部窓口時間

履修登録ガイド ･･･ 3

宮城大学大学院看護学研究科について･････････････････････････････････････ 5
Ⅰ　看護学研究科の設置背景
【資料１　博士前期課程と博士後期課程の関連図】
Ⅱ　看護学研究科の教育研究上の目的（大学院学則第４条） ･････････････ 6
Ⅲ　看護学研究科　教育ポリシー
1　アドミッションポリシー
2　カリキュラムポリシー
3　ディプロマポリシー

履修要項
Ⅳ　看護学研究科（博士前期課程）
1　看護学研究科（博士前期課程）の目的及び教育目標 ･････････････････ 9
2　看護学研究科（博士前期課程）の構成と特徴
(1) 基盤看護学分野 ･･･ 9
(2) 成熟期看護学分野 ･･･ 10
(3) 次世代育成看護学分野
(4) 広域看護学分野
3　教育課程の編成及び履修方法
(1) 教育課程の編成 ･･･ 11
(2) 履修方法 ･･･ 12
①　研究能力養成コース
②　専門看護師養成コース
(3) 分野・領域別履修モデル
(4) 修了要件
(5) 学位の授与
【資料２　授業科目の概要（博士前期課程）】･････････････････････ 13
【資料３　研究スケジュールの概要（博士前期課程）】･････････････ 14
【資料４　分野・領域別モデル（博士前期課程）】･････････････････ 15
【資料５　教員組織（博士前期課程）】 ･････････････････････････ 23

Ⅴ　看護学研究科（博士後期課程）
1　看護学研究科（博士後期課程）の目的及び教育目標 ･････････････････ 25
2　看護学研究科（博士後期課程）の構成と特徴
3　教育課程の編成及び履修方法
(1) 教育課程の編成 ･･･ 25

(2) 履修方法 ・・ 26
(3) 進路別履修モデル
(4) 修了要件
(5) 学位の授与
【資料６　授業科目の概要（博士後期課程)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
【資料７　研究スケジュールの概要（博士後期課程)】・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
【資料８　進路別履修モデル（博士後期課程)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
【資料９　教員組織（博士後期課程)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

関係規程

宮城大学大学院学則 ・・・ 31
宮城大学学位規程 ・・・ 46
宮城大学大学院長期履修規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
宮城大学大学院の学生による他研究科授業科目の履修に関する実施要綱 ・・・ 61
宮城大学大学院看護学研究科履修規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
宮城大学大学院看護学研究科学位論文審査要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
宮城大学大学院看学研究科学位論文（修士）作成要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
宮城大学大学院看学研究科学位論文（博士）作成要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
宮城大学大学院看護学研究科学位論文審査基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

総　　論

総　　論

ここでは，看護学研究科に共通する事項を解説します。

1　標準修業年限，在学期間及び在学年限（宮城大学大学院学則（以下「学則」という。）第 16 条，第 17 条，第 37 条，第 38 条）

・学業を修めるために必要な最小限の年数のことを「標準修業年限」といい，博士前期課程では 2 年，博士後期課程では 3 年となっています。したがって，原則として当該年数以上在学しなければ修了することはできません（これを「在学期間」といいます）。
・優れた成績を上げたと研究科教授会が認める者については，在学期間を短縮することもあります。
・博士前期課程では 4 年，博士後期課程では 5 年を超えて在学することはできません（これを「在学年限」といいます）。在学年限を超えて，なお所定の課程を修了できない場合は，除籍されます。
・再入学及び長期にわたる教育課程の履修を許可された学生の在学年限については，個々に定められます。

2　授業期間（学則第 7 条）

授業期間は，半期ごとに単位認定を行うセメスター制となっています。

セメスター制　　前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで
　　後期　10 月 1 日から 3 月 31 日まで

3　授業科目（学則第 31 条，看護学研究科履修規程第 2 条）

授業科目は，講義科目と演習・実習科目に大別されます。詳しくは，13 ページ以降で確認してください。

4　シラバス

授業時間毎の授業内容を明示した授業計画等を「シラバス（syllabus）」といいます。シラバスには，授業科目の概要，授業計画，評価方法などが簡潔に説明されています。履修登録する際はもちろん，履修の過程においても，自分の学修計画を立てる手引きとして有効に活用してください。

5　時間割

・授業は，原則として前期・後期授業期間内の月曜日から金曜日まで，時間割に沿って行われます。
・授業の開始・終了時刻は，下表のとおりです。

時限	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限	7 時限
時刻	8:50 ～ 10:20	10:30 ～ 12:00	12:50 ～ 14:20	14:30 ～ 16:00	16:10 ～ 17:40	17:50 ～ 19:20	19:30 ～ 21:00

・通常の時間割以外に，以下の開講形態があります。
　集中講義…土日，夏季休業等の休業日に，集中的に授業を開講するものです。授業日，場所等は事務部前掲示板等でお知らせします。
・時間割は，毎年度，教員の交替等の諸事情により変更があります。時間割を確認の上，修了要件を満たせるように計画的な履修を心がけてください。

6　履修登録（看護学研究科履修規程第 5 条　第 6 条）

授業に出席し，所定の単位を修得するためには，履修登録が必要です。履修登録ができる科目は，「履修規程」別表で，自分の所属学年及びそれ以下の学年に配当されている科目です。登録の手順等，詳細については，「履修登録ガイド」（ｐ3～）及び「宮城大学情報ネットワークシステム 利用者向け操作マニュアル」（学内ウェブサイト）で確認してください。

7　授業への欠席及び遅刻

欠席届や忌引の取扱いはありません。欠席及び遅刻に対する取扱いは授業の担当教員が判断します。欠席等について連絡する必要がある場合は，担当教員に直接連絡してください。

8　休講

休講の連絡は，担当教員から連絡があり次第，事務部前電子掲示板等に掲示します。

9　補講

補講は，休講等により，授業時間が不足し，所定の内容が修得しきれないと教員が判断した場合に行われます。補講の有無は，授業中にアナウンスされるほか，事務部前掲示板等でお知らせします。

10　試験・成績評価（看護学研究科履修規程第 7 条，第 8 条）

授業科目の試験は原則として，定期試験期間に行われますが，レポート等で成績を評価する科目などもあります。自分の登録した科目の成績評価方法は，シラバスを参照するほか，担当教員に確認してください。評価方法がレポートの場合，提出期限等は教員からの指示にしたがってください。

11　追試験・再試験（看護学研究科履修規程第 9 条，第 10 条）

所定の試験に欠席した学生に対する試験（追試験）は原則として実施されません。ただし，病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった学生に対しては，本人からの願い出により行われることがあります。また，不合格になった学生に対する試験（再試験）についても原則として実施されませんが，研究科教授会の判断により実施される場合があります。

12　成績発表

成績発表は，前期科目については 9 月末，後期科目については 3 月末に学内ウェブサイト内の「学務管理システム」を通じて行います。

なお，自分の履修した科目の成績（「不合格」に限る。）について疑義がある場合，成績発表の日から 10 日間，成績質問を受け付けます。単位の修得状況については，「学務管理システム」の「成績照会」画面でいつでも確認ができますので，各自チェックし，学修の自己管理に努めてください。

13　課程の修了及び学位の授与（学則第 37 条，第 38 条）

課程を修了するためには，原則として博士前期課程は 2 年以上，博士後期課程は 3 年以上在学し，課程ごとに定められた必要単位数を修得し，かつ必要な研究指導を受けた上で，博士前期課程は修士論文又は特定課題についての研究成果，博士後期課程は博士論文の審査に合格し，さらにそれぞれ最終試験に合格しなければなりません。各自の修了要件は，「履修規程」で確認してください。

修了を認定された者には，学位が授与されます。学位には専攻を付記し，博士前期課程は「修士（看護学)」，博士後期課程は「博士（看護学)」となります。

14　学業に関する相談

専任教員の研究室・内線番号は，別途案内がありますので，参考にしてください。また，非常勤講師の連絡先（住所，メールアドレス等）については，事務部では照会に応じられません。学修上の相談や質問は，非常勤講師の来学時に行ってください。

なお，学修，進路上，休・退学などの悩みがある場合，研究科の教員，事務部が窓口となって相談を受け付けます。また，学生相談室もありますので，こうした場を活用しながら，有意義な学生生活を送ってください。

15　事務部窓口時間

月～金曜日　8:30～17:50　　※時間外は，書類等の提出物は受け取りません。

履修登録ガイド

履修登録ガイド

1　履修登録の重要性

授業に出席し，単位を修得するためには，定められた期間内に履修登録を行う必要があります。履修登録しなければ試験を受けられません。履修計画を立て，確実に修了要件を満たすように履修登録を行ってください。

2　履修登録の手順

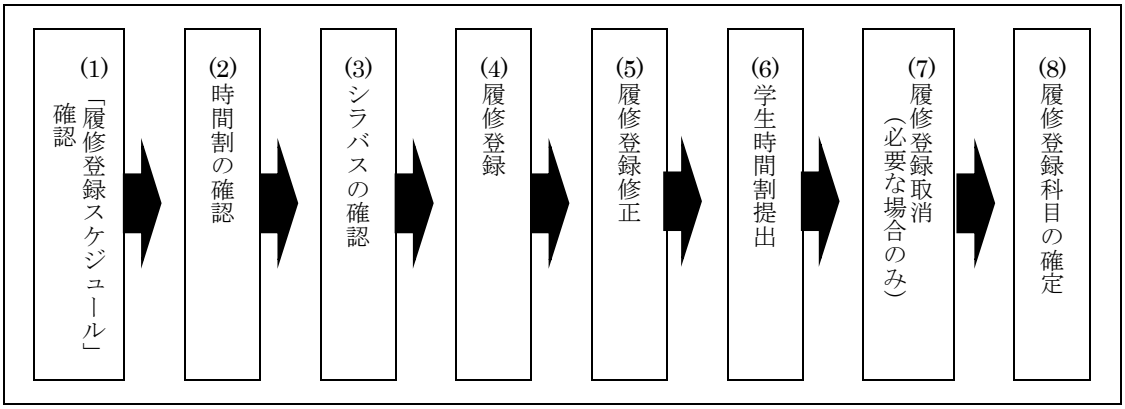

本学では，学内ウェブサイトの学務管理システムを利用して各自が履修登録を行います。学務管理システムの入力方法，操作方法等については，学内ウェブサイト上の「学務管理システム学生向け操作手順書」を参照してください。

(1)「履修登録スケジュール」確認

学内ウェブサイトに「履修登録スケジュール」が掲載されます。履修登録について詳しい日時や登録手続き方法など重要な情報が記載されていますので，必ず確認してください。

(2) 時間割の確認

学内ウェブサイトに時間割が掲載されますので確認してください。

(3) シラバスの確認

学務管理システムからシラバスを確認することができます。シラバスには当該科目についての情報とともに他の科目との関連も記載されていますので，よく確認して履修計画を立ててください。

(4) 履修登録

定められた期間内に学務管理システムで履修登録の操作をしてください。選択された内容は，学務管理システムの「時間割」で確認することができます。

また，後期に開講する科目についても前期に履修登録を行う必要がありますので注意してください。

(5) 履修登録修正

履修登録の内容を修正したい場合，定められた期間内であれば，学務管理システムから登録内容を修正することができます。後期科目については，後期授業開始後に同様の修正期間を設けます。

なお，学務管理システムにおいて履修登録科目のない学生については，注意喚起のため，未登録者として事務部前掲示板に掲示します。

(6) 学生時間割提出

印刷した時間割を，事務部窓口の所定の提出ＢＯＸに提出してください。

(7) 履修登録取消

定められた期間内であれば，履修登録を取り消すことができます。

(8) 履修登録科目の確定

履修登録に係る所定の手順を終えると，最終的な登録内容が学務管理システムの時間割で確認できます。登録内容が窓口に提出した時間割と異なっている場合は，事務部に連絡してください。

３　履修登録上の留意点

(1) 履修可能な科目

履修登録ができる科目は，履修規程において，自分の在学する学年及びそれ以下の学年に開講されている科目です。

(2) 単位修得済み科目の履修登録の禁止

一度単位を修得した科目は，再度履修登録を行うことはできませんので注意してください。

(3) 用紙による登録

用紙による履修登録が必要な科目については，ウェブサイトを使用せず，所定の用紙で履修登録を行うこととなります。この場合，別途掲示板等でお知らせします。

(4) その他

履修登録期間中には，履修登録に係る連絡事項が伝えられますので，所定の掲示板や学務管理システム，学内メールを確認してください。

宮城大学大学院看護学研究科について

Ⅰ　看護学研究科の設置背景

本大学院看護学研究科は，平成 13 年度に宮城県内に初めての看護系大学院として開設し，地域保健医療の様々な課題に柔軟に対応できる人材の育成を行ってきた。看護学研究科の目的を「地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について，教育・研究と社会活動を行う」とし，教育目標を「地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力をもち，高度な実践能力を備える専門的な看護職を育成する」として，看護系大学の教員や臨床現場における看護管理者および教育的・指導的役割を担う看護職を養成し，大学の理念の一つである「高度な実学による地域貢献」の使命を果たしてきた。

しかしながら社会における医療を取り巻く環境は，日々急速な変化を遂げており，医療の高度化，疾病構造の変化，医療システムの多様化などの社会情勢に対応して，従来にも増して利用者のニーズに合った高度な看護実践が求められている。こうした背景から，個人はもとより，家族や地域社会のセルフケア能力を高めていくことが必要であり，人々の生涯にわたる健康を保持・増進していくための高度な専門的知識に根ざした看護支援方法を開発，推進していくことが必要になっている。

このような社会の情勢，特に地域社会の状況からくる新たな看護支援方法開発の要求に応える教育研究を行うために，平成 22 年度より本学大学院看護学研究科を改編し，博士課程前期 2 年の課程（以下，「博士前期課程」という），および博士課程後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という）を設置した。

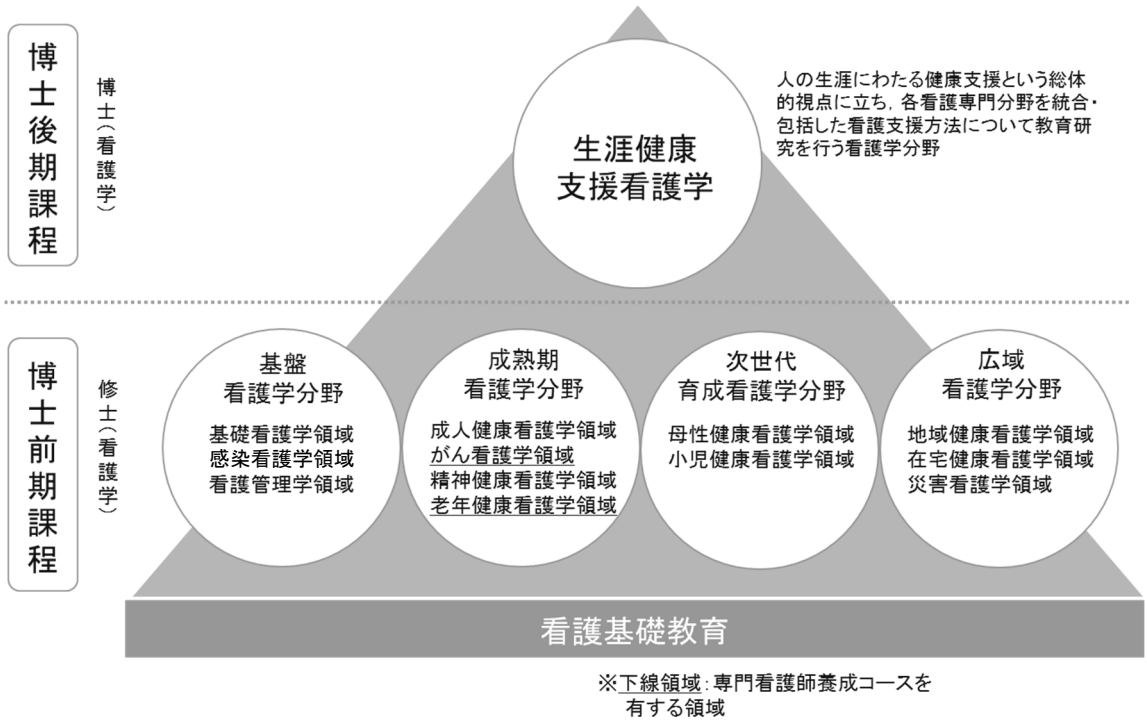

資料１．博士前期課程と博士後期課程の関連図

Ⅱ　看護学研究科の教育研究上の目的（大学院学則第４条）

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え、学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち、高度な実践を行う看護職及び専門的かつ自律的な研究能力を持つ研究教育者を養成するとともに、保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について、研究と社会活動を行うこと。

Ⅲ　看護学研究科　教育ポリシー

1.　アドミッションポリシー

【求める学生像】

看護学研究科博士前期課程では，高度な研究能力及び高度に専門的な職業能力を身に付けるために必要な学力，意欲，適性を持った人を受け入れます。

看護学研究科博士後期課程では，看護実践経験に基づく専門知識と実践力を有し，高度看護実践指導者や看護教育研究者を目指す人を受け入れます。

【入学者選抜方針】

看護学研究科博士前期課程では，専門科目，外国語（英語），小論文，面接，提出書類等によって，必要な学力，意欲，適性を評価します。社会人については特別入試によってこれを評価します。

看護学研究科博士後期課程では，専門科目，外国語（英語），面接，提出書類等によって，必要な学力，意欲，適性を評価します。

2.　カリキュラムポリシー

看護学研究科博士前期課程では，各専門領域における看護実践現場の課題に対応できる専門的な知識・技術及び研究能力を有し，看護実践現場の変革・改革に寄与する人材を育成するために以下のカリキュラムを編成する。

（１）看護学専門領域における研究能力を養成する「研究能力養成コース」と高度な実践力を備えた専門的看護師を養成する「専門看護師養成コース」を設ける。

（２）学生が学際的な視野と専門とする看護学領域における専門的な知識・技術を修得できるよう保健医療福祉に関する専門共通科目，共通選択科目及び専門科目を編成する。

（３）学生が研究活動を計画的に進行できるよう個別指導を基盤にしながら定期的に小集団・大集団による指導体制を提供する。

（４）専門看護師教育においては，学生が高度な看護実践力を修得できるよう専門とする看護学領域において段階的に実習できるよう実習施設を配置する。

看護学研究科博士後期課程では，各専門領域を基盤に生涯健康支援の観点から専門的かつ高度な知識・技術を有するとともに独創的な研究を通じて看護実践現場又は看護教育現場で先導できる人材を育成するために以下のカリキュラムを編成する。

（１）看護学専門領域を統合・包括する生涯健康支援看護学の高度な知識・技術を学生が修得できるよう基本科目と専門科目を編成する。

（２）学生が自立的・自律的に研究活動を進めることができるよう個別指導とともに学際的な小集団・大集団の指導体制を提供する。

（３）高度な看護実践指導者又は看護学教育研究者として先導的な役割を発揮できるよう学生がキ

ャリア形成を意図して履修する「選択推奨科目」と「選択関連科目」を提示する。

3. ディプロマポリシー

看護学研究科博士前期課程では，以下の要件を満たした者に対して，修士（看護学）の学位を授与する。

（1）看護学一般に関する知識・技術に加え，専門とする看護学領域に関する専門的な知識・技術を有している。

（2）看護専門職としての高い倫理観・責任感・使命感に基づく高度な看護が実践できる。

（3）専門とする看護学領域の最新の知見を看護実践現場に合わせて適用するとともに，新たな知見を得るための研究活動を遂行できる。

看護学研究科博士後期課程では，以下の要件を満たした者に対して，博士（看護学）の学位を授与する。

（1）専門とする看護学領域に関する高度な知識・技術を基盤として，人の生涯にわたる健康を支援する看護方法を開発できる。

（2）看護専門職としての高い倫理観・責任感・使命感に基づいて，高度な実践力，教育力，管理力を発揮し，看護実践現場を変革・改革できる態度を備えている。

（3）生涯健康支援看護学の観点から自立・自律的に研究活動を遂行し，組織的に看護実践の質向上に貢献できる高度な看護実践指導者又は看護学教育研究者として先導的に取り組む意志を有している。

履　修　要　項
（前期課程）

Ⅳ　看護学研究科（博士前期課程）

1　看護学研究科（博士前期課程）の目的及び教育目標

看護学研究科では，地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について，教育・研究と社会活動を行うことを目的とし，博士前期課程の教育目標を「保健医療福祉の現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち，高度な実践能力を備える専門的な看護職を育成する」とする。

2　看護学研究科（博士前期課程）の構成と特徴

博士前期課程は，看護基礎教育課程から博士後期課程の「生涯健康支援看護学」に連動する「基盤看護学」「成熟期看護学」「次世代育成看護学」「広域看護学」の 4 分野で構成し，また，高度な実学を基盤とした教育・実践・研究活動をとおして，保健医療福祉に寄与する高度専門職業人を養成することを目標として，「研究能力養成コース」「専門看護師養成コース」の 2 コースを設置する。

①研究能力養成コース（全領域に設置）

保健医療福祉の現場における看護の質の向上のために，利用者中心の看護の視点からの研究活動を通じて，看護学が扱う現象を科学的に追究できる研究能力を養成する。

②専門看護師養成コース（以下の 2 領域に設置）

保健医療福祉の現場における課題を科学的思考及び研究的視点で多角的に分析でき，課題に実効的に取り組むために必要な高度な実践力を備えた専門看護師を養成する。

・老年健康看護学領域
・がん看護学領域
（老年健康看護学領域は平成 26 年 2 月，がん看護学領域は平成 27 年 2 月に専門看護師教育課程として認定された。）

(1) 基盤看護学分野

基盤看護学分野は，全ての看護学分野の基盤として位置づく看護学分野である。基礎看護学・感染看護学・看護管理学の 3 領域で構成している。

基礎看護学領域：社会システムにおける看護の役割や看護技術の変遷について理解を深め，その課題の解決方法について探究する。

感染看護学領域：様々な感染（症）に関する知識を基盤とし，各種施設における感染管理や地域における感染対策，感染発症患者ならびにその家族への看護支援方法について探究する。

看護管理学領域：看護マネジメントの理論に関する知識を基盤に，対象のニーズに応じた質の高い看護を組織的に提供するための効果的なシステムや人材育成のあり方を探究する。

(2) 成熟期看護学分野

成熟期看護学分野は，心身の健康問題をもつ成熟期の人々とその家族の健康を支援する看護学分野である。成人健康看護学・がん看護学・精神健康看護学・老年健康看護学の 4 領域で構成している。

成人健康看護学領域：予防期から終末期までの健康各期において，心身の健康問題をもつ成人期の人々とその家族の健康維持・増進に貢献する看護支援方法を探究する。

がん看護学領域　　：予防期から終末期におけるがん患者とその家族の QOL を高める看護支援方法を探究する。加えて，がん患者とその家族を対象とする専門看護師としてのあり方や看護支援方法を探究する。

精神健康看護学領域：メンタルヘルスの問題を有する人とその家族が抱えている生活上の問題や課題について探究する。その上で，その人が持つ力を生かした看護支援方法を探究する。

老年健康看護学領域：さまざまな健康障害や生活機能障害のために他者の援助を受けながら医療施設やケア施設で生活している老年期の人々とその家族の看護支援方法を探究する。加えて，老年期の人々を対象とする専門看護師としてのあり方や看護支援方法を探究する。

(3) 次世代育成看護学分野

次世代育成看護学分野は，次世代を担う人々やその育成に関わる人々の健康を支援する看護学分野である。母性健康看護学・小児健康看護学の 2 領域で構成している。

母性健康看護学領域：次世代の基盤となる母性・父性の発達と生涯の健康，周産期及び家族形成期にある対象の健康と QOL の向上を支援する看護方法を探究する。

小児健康看護学領域：次世代を担う小児期にある対象とその家族の健康的な生活と発達を支援する看護方法を探究する。

(4) 広域看護学分野

広域看護学分野は，地域生活を基盤に，個人・家族・集団および療養者の健康を支援する看護学分野である。地域健康看護学・在宅健康看護学・災害看護学の 3 領域から構成している。

地域健康看護学領域：地域で生活する人々の健康の保持増進，QOL の向上のために連続的に機能する地域ケアシステムの開発・構築を探究する。また，個々の健康問題と家族・地域社会との関連を分析し，地域のニーズに対応した看護活動を探究する。

在宅健康看護学領域：地域療養者とその家族が持つ複雑な健康問題とニーズを包括的に捉えて科学的に分析し，地域のケアシステムにおける療養生活支援の検討を通じて，対象となる人々の QOL の向上を目指した看護方法を探究する。

災害看護学領域　　：災害サイクルに対応した看護のあり方を探究する。さらに，防災・減災等の危機管理意識の啓発活動，災害時の健康支援に向けた社会システムや医療・看護ケア提供体制等の整備に取り組む方法を探究する。

3　教育課程の編成及び履修方法（「資料 1．2．3．4」「シラバス（授業計画）」参照）

(1)　教育課程の編成

看護学研究科博士前期課程では，高度な実学を基盤とした教育・実践・研究活動をとおして，保健医療福祉に寄与する高度職業人を養成することを目標として，基盤看護学，成熟期看護学，次世代育成看護学，広域看護学の 4 つの専門分野を中心とした教育課程を編成し，「研究能力養成コース」「専門看護師養成コース」の 2 コースを設置する（p.9 参照）。

教育課程は，専門科目及び共通科目により構成され，共通科目は，さらに専門共通科目及び共通選択科目により構成される。

① 専門科目

各専門分野の実践能力並びに研究能力を高めるために，講義，演習，実習，特別研究または課題研究を配置している。

・講義は，各専門分野における基本的理論と方法論の学修に重点を置く。
・演習は，各専門分野の最先端の研究成果を学ぶとともに，フィールドワーク等を通して，実践的方法とその成果の学修に重点を置く。
・実習は，専門看護師養成コースの科目であり，高度な実践，教育，相談，調整等の能力，さらに研究や倫理的な判断に基づく看護実践能力を育成する。
・「看護学特別研究」は，研究能力養成コースの科目であり，論理的・総合的思考力と研究実践能力を育成する。
・課題研究は，専門看護師養成コースの科目であり，高度な看護実践に際し，現状の課題を科学的視点，理論的根拠に基づいて解決する能力を育成する。

② 専門共通科目

看護の基本理論を学び，研究能力等を高める科目を配置する。
また、専門看護師養成に必要な共通科目を配置する。

③ 共通選択科目

高度専門職業人に求められる保健医療福祉の現状と課題を看護学的観点から取り組み，問題に対処できる能力を高める科目を配置する。

⑵　履修方法

①　研究能力養成コース

次の科目を履修し，単位を修得すること。

【必須科目】専門科目のうち，各専門領域に係る次の科目，合計 16 単位

・講義 4 単位
・演習 4 単位
・看護学特別研究 8 単位

【選択科目】次の科目から合計 14 単位以上

・専門科目のうち必須科目以外の講義科目
・専門共通科目
・共通選択科目

②　専門看護師養成コース

次の科目を履修し，単位を修得すること。

【必須科目】

専門科目のうち各専門領域に係る次の科目，合計 28 単位

・講義 10 単位
・演習 4 単位
・実習 10 単位
・課題研究 4 単位

専門共通科目のうち，次の 3 科目　合計 6 単位

・フィジカルアセスメント
・病態生理学
・臨床薬理学

【選択科目】次の 7 科目から，合計 8 単位以上

・看護管理学特論 I
・看護研究特論
・コンサルテーション論
・看護倫理
・看護政策論
・看護理論
・看護教育学

⑶　分野・領域別履修モデル

資料 4 を参照

⑷　修了要件

①　原則として標準修業年限 2 年を満たすこと。

②　研究能力養成コースは，必須科目 16 単位および選択科目 14 単位以上あわせて 30 単位以上修得すること。

専門看護師養成コースは，必須科目 34 単位および選択科目 8 単位以上あわせて 42 単位以上修得すること。

③　修士論文（課題研究）の審査，および最終試験に合格すること。

⑸　学位の授与

本課程を修了したものに与える学位は，修士(看護学)とする。

資料 2. 授業科目の概要（博士前期課程）

＜専門科目＞　　＊は専門看護師養成コース対象科目

分野	領域	講義科目	演習科目・実習科目	課題研究 （専門看護師養成コース）	特別研究 （研究能力養成コース）
基盤 看護学	基礎看護学	基礎看護学特論Ⅰ 基礎看護学特論Ⅱ	基礎看護学演習		看護学 特別研究
	感染看護学	感染看護学特論Ⅰ 感染看護学特論Ⅱ 感染看護学特論Ⅲ	感染看護学演習Ⅰ 感染看護学演習Ⅱ		
	看護管理学	看護管理学特論Ⅰ　＊ 看護管理学特論Ⅱ	看護管理学演習		
成熟期 看護学	成人健康看護学	成人健康看護学特論 成人健康看護援助論	成人健康看護援助論演習		
	がん看護学	がん病態生理学　＊ がん看護学特論Ⅰ　＊ がん看護学特論Ⅱ　＊ がん看護援助論Ⅰ　＊ がん看護援助論Ⅱ　＊	がん看護学演習Ⅰ　＊ がん看護学演習Ⅱ　＊ がん看護学実習Ⅰ　＊ がん看護学実習Ⅱ　＊ がん看護学実習Ⅲ　＊	がん看護学課題研究　＊	
	精神健康看護学	精神健康看護学特論 精神健康看護援助論	精神健康看護援助論演習		
	老年健康看護学	老年健康看護学特論Ⅰ　＊ 老年健康看護学特論Ⅱ　＊ 老年医療学　＊ 老年健康看護援助論Ⅰ　＊ 老年健康看護援助論Ⅱ　＊	老年健康看護学演習Ⅰ　＊ 老年健康看護学演習Ⅱ　＊ 老年健康看護学実習Ⅰ　＊ 老年健康看護学実習Ⅱ　＊ 老年健康看護学実習Ⅲ　＊	老年健康看護学課題研究　＊	
次世代育成 看護学	母性健康看護学	母性健康看護学特論 母性健康看護援助論	母性健康看護援助論演習		
	小児健康看護学	小児健康看護学特論 小児健康看護援助論	小児健康看護援助論演習		
広域 看護学	地域健康看護学	地域健康看護学特論Ⅰ 地域健康看護学特論Ⅱ	地域健康看護学演習Ⅰ 地域健康看護学演習Ⅱ		
	在宅健康看護学	在宅健康看護学特論Ⅰ 在宅健康看護学特論Ⅱ	在宅健康看護学演習		
	災害看護学	災害看護学特論 災害看護援助論	災害看護援助論演習		

＜専門共通科目＞

講義科目
看護研究特論　＊
看護研究方法特論
コンサルテーション論　＊
看護倫理　＊
看護政策論　＊
看護理論　＊
看護教育学　＊
フィジカルアセスメント　＊
病態生理学　＊
臨床薬理学　＊

＜共通選択科目＞

講義科目
保健情報学
在宅医療学
保健行動科学特論
人間関係情報処理論
医療経済学
疫学統計
統計学特論
社会福祉学特論

【資料3　2019（平成31）年度　研究スケジュールの概要（博士前期課程）】

	月	H31	M1	M2 （最終年次生）
前期	4月	3日（水）	入学式	
		4日（木）	オリエンテーション	
		8日（月）～12日（金）	履修登録期間	
		17日（水）～22日（月）	履修登録修正期間	
		23日（火）～25日（木）	時間割提出期間	
		26日（金）～5月8日（水）	履修登録取消期間	
	5月	1日（火）	開学記念日・皇太子殿下の御即位の日	
		2日（水）	即位に伴う祝日	
		10日（金）	履修登録確定日	
	7月	**10日（水）**	**研究計画書**　提出期限	
		17日（水）	7月研究計画　発表会	
	8月～9月	7月31日（水）～8月6日（火）	前期試験期間	
		8月7日（水）～9月19日（木）	夏季休業	
		17日（火）	前期成績発表日	
		20日（金）～30日（月）	履修登録修正期間	
後期	10月	2日（水）～4日（金）	時間割提出期間	
		15日（火）	履修登録確定日	
	12月	25日（水）～1月6日（月）	冬季休業	
	1月	**6日（月）～7日（火）**		**学位論文**　提出期間（締切厳守）
		9日（木）～2月4日（火）		学位論文審査期間 （口頭試問による最終試験）
		27日（月）～31日（金）	後期試験期間	学位論文 修正期間
		31日（金）	**研究計画書**　提出期限	
	2月	**7日（金）**	2月研究計画　発表会	
		12日（水）		**最終論文**（修正稿）提出
		19日（水）		修了者発表日
		27日（木）		修了者　学位論文発表会 資料提出期限
	3月	**2日（月）**		修了者　学位論文　発表会
		19日（木）		学位記授与式
		23日（月）	後期成績発表日	

論文関連日程

教務関連日程

資料４．　分野・領域別履修モデル（博士前期課程）

基盤看護学分野履修モデル

例１　基礎看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	基礎看護学特論Ⅰ		2			
		基礎看護学特論Ⅱ	2			
	基礎看護学演習					4
	看護学特別研究					8
		計	4		計	12
専門共通科目	看護研究特論	看護政策論	2			
			2	看護教育学		2
		看護研究方法特論	2			
		計	6		計	2
共通選択科目	統計学特論		2			
	医療経済学		2			
		保健行動科学特論	2			
		計	6		計	
単位	１年次　計		16	２年次　計		14
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

社会における看護師の機能について検証し，それを活用して，看護に関する政策立案できる能力を有した看護実践者，研究者，管理者，経営者として活躍する。

例２　感染看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	感染看護学特論Ⅰ		2			
	感染看護学特論Ⅱ		2			
		感染看護学特論Ⅲ	2			
		感染看護学演習Ⅰ	2			
				感染看護学演習Ⅱ		2
	看護学特別研究					8
		計	8		計	10
専門共通科目	看護研究特論	看護政策論	2			
			2			
		看護研究方法特論	2			
		計	6		計	
共通選択科目	疫学統計		2			
	医療経済学		2			
		保健行動科学特論	2			
		計	6		計	
単位	１年次　計		20	２年次　計		10
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

感染管理あるいは感染看護に関する課題を焦点化し，適切な研究的アプローチで問題解決に取り組む高度な能力が期待される。修了後には，地域ならびに施設内の実践現場において，指導者，教育者ならびに研究者としての役割をとることが期待される。

例３　看護管理学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	看護管理学特論Ⅰ		2			
		看護管理学特論Ⅱ	2			
	看護管理学演習					4
	看護学特別研究					8
	計		4	計		12
専門共通科目	看護倫理		2			
	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
	看護理論		2			
		看護研究方法特論	2			
	計		10	計		
共通選択科目	医療経済学		2			
		在宅医療学	2			
	計		4	計		
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

看護現場の問題現象を組織と管理の視点で捉え，研究的アプローチで問題解決に取り組む高度な看護管理の実践力が期待される。修了後は，良質な看護サービスを提供できる組織理念と人的資源の開発ビジョンを有し，看護実践の場における指導者としての役割を担うことができる。

成熟期看護学分野

例１　成人健康看護学領域

	1年次			2年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	成人健康看護学特論		2			
	がん看護学特論Ⅰ		2			
	がん看護学特論Ⅱ		2			
		成人健康看護援助論	2			
	成人健康看護援助論演習					4
	看護学特別研究					8
		計	8		計	12
専門共通科目	看護研究特論		2			
	看護理論		2			
	看護倫理		2			
		看護研究方法特論	2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論		2			
		計	2		計	
単位	1年次　計		18	2年次　計		12
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

成人期にある急性，慢性の健康問題を有する対象者やその家族に対してヘルスケアの確立を行い，健康問題を抱えて生活を再調整し，構築していくための看護援助方法の開発，実践，研究における能力が期待される。修了後は，医療機関等において，成人期にある対象とその家族の健康問題に関わる実践，研究や教育のリーダーとして活躍する。

例２　がん看護学領域①（研究能力養成コース）

	1年次			2年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	がん病態生理学		2			
	がん看護学特論Ⅰ		2			
	がん看護学特論Ⅱ		2			
	がん看護援助論Ⅰ		2			
		がん看護援助論Ⅱ	2			
		がん看護学演習Ⅱ	2			
	看護学特別研究					8
		計	12		計	8
専門共通科目	看護倫理		2			
	看護研究特論		2			
	看護理論		2			
		看護研究方法特論	2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論		2			
		計			計	
単位	1年次　計		22	2年次　計		8
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

がん患者および家族の看護援助方法を開発，実践，研究できる能力が期待される。修了後は，医療施設，地域，看護研究・教育施設などにおいて，がん看護領域に関わる実践，教育，研究のリーダーとして活躍する。

例３　がん看護学領域②（専門看護師養成コース）

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	がん病態生理学		2	がん看護学実習Ⅱ		3
	がん看護学特論Ⅰ		2	がん看護学実習Ⅲ		3
	がん看護学特論Ⅱ		2			
	がん看護援助論Ⅰ		2			
	がん看護学演習Ⅰ		2			
		がん看護援助論Ⅱ	2			
		がん看護学演習Ⅱ	2			
		がん看護学実習Ⅰ	4			
	がん看護学課題研究					4
		計	18		計	10
専門共通科目	看護倫理		2			
	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
	看護理論		2			
	フィジカルアセスメント		2			
	病態生理学		2			
	臨床薬理学		2			
		計	14		計	
共通選択科目						
		計			計	
単位	１年次　計		32	２年次　計		10
	合　　計					42

〔修了後期待される成果〕

がん看護専門看護師の認定審査を受験するために必要な教育課程であり，修了後は必要な実務経験を追加し，認定試験に合格することによって，がん看護専門看護師の資格を得ることができる。実践の場において，質の高いがん看護を提供するするとともに，がん看護を普及し，発展させるリーダーとして活躍する。

例４　精神健康看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
	精神健康看護学特論		2			
	地域健康看護学特論Ⅰ		2			
		精神健康看護援助論	2			
	精神健康看護援助論演習					4
	看護学特別研究					8
		計	6		計	12
専門共通科目	看護研究特論		2			
	看護倫理		2			
	看護理論		2			
		看護研究方法特論	2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論		2			
		保健行動科学特論	2			
		計	4		計	
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　　計					30

〔修了後期待される成果〕

メンタルヘルス上の問題をもち，入院している人，地域で生活する人，施設で生活する人，職場で働く人とその家族に対して，その人の持っている力に着目した看護援助方法を開発，実践，研究できる能力が期待される。修了後は，医療機関や地域において，メンタルヘルス上の問題をもつ人々のリカバリーに関わる実践，研究のリーダーとして活躍する。

例５　老年健康看護学領域①（研究能力養成コース）

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	老年健康看護学特論Ⅰ		2			
	老年健康看護学特論Ⅱ		2			
		老年健康看護援助論Ⅰ	2			
		老年健康看護援助論Ⅱ	2			
		老年健康看護学演習Ⅱ	2			
	看護学特別研究					8
		計	10		計	8
専門共通科目	看護研究特論		2			
	看護倫理		2			
		看護研究方法特論	2			
	看護理論		2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論		2			
	社会福祉学特論		2			
		計	4		計	
単位	１年次　計		22	２年次　計		8
	合　　計					30

〔修了後期待される成果〕

老性変化を基盤に発症する疾患や複雑かつ多様な健康障害などを持ちつつ療養生活する高齢者とその家族に対して，健康問題や生活機能障害及び取り巻く環境を総合的にアセスメントし，老年看護学の実践・教育・研究ができる能力を育成する。修了後は，病院・施設・在宅・地域などの老年看護実践の場や、教育・研究機関で高齢者とその家族の健康・生活問題に関わる実践者，教育・研究者のリーダーとして活躍する。

例６　老年健康看護学領域②（専門看護師養成コース）

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	老年健康看護学特論Ⅰ		2			
	老年健康看護学特論Ⅱ		2			
		老年健康看護援助論Ⅰ	2			
		老年健康看護援助論Ⅱ	2			
		老年健康看護学演習Ⅰ	2			
		老年健康看護学演習Ⅱ	2			
		老年医療学	2	老年健康看護学実習Ⅱ		3
		老年健康看護学実習Ⅰ	4	老年健康看護学実習Ⅲ		3
	老年健康看護学課題研究					4
		計	18		計	10
専門共通科目	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
	看護倫理		2			
	看護理論		2			
	フィジカルアセスメント		2			
	病態生理学		2			
	臨床薬理学		2			
		計	14		計	
共通選択科目						
		計	0		計	
単位	１年次　計		32	２年次　計		10
	合　　計					42

〔修了後期待される成果〕

老性変化を基盤に発症する疾患や複雑かつ多様な健康障害などを持ちつつ療養生活する高齢者とその家族に対して，健康問題や生活機能障害及び取り巻く環境を総合的にアセスメントし，マネジメント，援助方法の開発・実践，研究，教育ができる能力を育成する。修了後は，病院・施設・在宅等において高齢者とその家族のＱＯＬの向上を目指して，高度な看護実践を提供し，リーダーとして活躍する。

次世代育成看護学分野履修モデル

例１　母性健康看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	母性健康看護学特論 地域健康看護学特論Ⅰ		2 2			
		母性健康看護援助論	2			
	母性健康看護援助論演習					4
	看護学特別研究					8
		計	6		計	12
専門共通科目	看護研究特論 看護倫理		2 2			
		看護研究方法特論	2			
		看護政策論	2			
		計	8		計	
共通選択科目	人間関係情報処理論		2			
		保健行動科学特論	2			
		計	4		計	
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　　計					30

〔修了後期待される成果〕

性・生殖機能の発達過程における健康問題をもつ女性・パートナー，また変わりゆく周産期医療を受ける女性や家族が，本来もっている健康維持能力を発揮できるように，基本的な理論や実践能力を素地とし，根拠に基づいたケアや情報を提供することができる。また，新たなケアやシステムの構築が期待される。修了後は，助産や周産期の現場，女性医療機関（思春期外来，女性専門外来）や地域保健において，実践，研究，教育のリーダーとして活躍する。

例２　小児健康看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	小児健康看護学特論 在宅健康看護学特論Ⅰ		2 2			
		小児健康看護援助論	2			
	小児健康看護援助論演習					4
	看護学特別研究					8
		計	6		計	12
専門共通科目	看護研究特論 看護倫理		2 2			
		看護研究方法特論	2			
		計	6		計	
共通選択科目	人間関係情報処理論		2			
		保健行動科学特論 在宅医療学	2 2			
		計	6		計	
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　　計					30

〔修了後期待される成果〕

小児と家族の健康を促進し，またさまざまな健康問題を抱えながら生活している小児と家族については，その問題状況を理論的裏付けに基づいて包括的にアセスメントし，小児と家族の対処を助ける看護援助方法を開発，実践，研究できる能力が期待される。修了後は，小児専門病院や総合病院の小児病棟，小児専門外来等の医療機関や地域の保健・福祉・教育機関など，小児と家族の健康に関わる実践，教育，研究のリーダーとして活躍する。

広域看護学分野履修モデル

例１　地域健康看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	地域健康看護学特論Ⅰ 在宅健康看護学特論Ⅰ	地域健康看護学特論Ⅱ	2 2 2			
		地域健康看護学演習Ⅰ				2
		地域健康看護学演習Ⅱ				2
	看護学特別研究					8
		計	6		計	12
専門共通科目	看護研究特論 看護理論	看護研究方法特論 看護政策論	2 2 2 2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論 疫学統計		2 2			
		計	4		計	
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

地域看護に関する理論を用いて，地域保健活動や地域住民の健康生活上の課題を分析し，より専門的な地域看護活動を実践できる能力が期待される。修了後は，市町村保健センター，保健所または行政の分野において高度な専門的能力を発揮した活動を推進し，実践，研究，教育のリーダーとして活躍する。

例２　在宅健康看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	在宅健康看護学特論Ⅰ	在宅健康看護学特論Ⅱ	2 2			
		在宅健康看護学演習				4
	看護学特別研究					8
		計	4		計	12
専門共通科目	看護研究特論 コンサルテーション論	看護研究方法特論 看護政策論	2 2 2 2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論	在宅医療学 保健行動科学特論	2 2 2			
		計	6		計	
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　計					30

〔修了後期待される成果〕

地域療養者およびその家族の持つ複雑な健康課題を包括的に捉え，関連施策の動向を理解し，地域におけるケアシステムを活用したマネジメントと看護援助の実践ができる能力が期待される。地域療養者のQOLの向上を目指した療養生活支援における看護援助を開発できる実践者として，また，地域療養者とその家族の健康課題を科学的に分析し，研究できる能力を有した研究リーダーとして活躍することが期待される。

例３　災害看護学領域

	１年次			２年次		
	前期	後期	単位	前期	後期	単位
専門科目	災害看護学特論		2			
		災害看護援助論	2			
		災害看護援助論演習				4
	看護学特別研究					8
		計	4		計	12
専門共通科目	看護倫理		2			
	看護研究特論		2			
	コンサルテーション論		2			
		看護政策論	2			
		計	8		計	
共通選択科目	統計学特論		2			
		在宅医療学	2			
		保健行動科学特論	2			
		計	6		計	
単位	１年次　計		18	２年次　計		12
	合　　計					30

〔修了後期待される成果〕

災害が人々の健康や社会生活に与える影響，活動現場特性を踏まえ，災害サイクル各期における被災者の健康課題を包括的にアセスメントし，被災者に対する看護援助方法を開発，実践，研究できる能力が期待される。修了後は，医療機関や地域において，災害サイクル各期において，健康問題に関わる実践，研究のリーダーとして活躍する。

資料 5. 教員組織（博士前期課程）

専門分野		専任教員	非常勤講師
専門科目	基盤看護学	石原美和 木村眞子 木村三香 原　玲子	押谷　仁　※1 賀来満夫　※2 菊地義弘　※3
	成熟期看護学	大熊恵子 大塚眞理子 齊藤奈緒 菅原よしえ 武田和久 出貝裕子 佐藤　大介（特任教員）	熊谷香織　※4 佐藤章子　※5 佐藤　滋　※6 佐々木理衣　※7 高瀬　圭　※8 高橋雅信　※9 高橋葉子　※10 濱口恵子　※11 濱田陽子　※12 古川勝敏　※13 吉田俊子　※14
	次世代育成看護学	桑名佳代子 塩野悦子 武田淳子 三上千佳子	
	広域看護学	安齋由貴子 桂　晶子 佐々木久美子 志田淳子 高橋和子	
共通科目	専門共通科目	(安齋由貴子) (石原美和) (大熊恵子) (大塚眞理子) 風間逸郎 (木村眞子) (木村三香) (菅原よしえ) (高橋和子) (武田和久) (出貝裕子) 萩原　潤 (原　玲子) 山岸利次 山田嘉明	伊藤道哉　※15 大森純子　※16 筒井真優美　※17 手島　恵　※18 日向園恵　※19 吉田澄恵　※20 渡辺善照　※21
	共通選択科目	(風間逸郎) (萩原　潤) 真覚　健 (山田嘉明)	糟谷昌志　※22 田中治和　※23 藤森研司　※24

（　）書きは再掲　（分野毎 50 音順）

※1　東北大学大学院医学系研究科微生物学分野　教授
※2　東北大学大学院医学系研究科内科病態学講座感染制御・検査診断学分野　教授
※3　宮城県立がんセンター　感染症看護専門看護師
※4　宮城県立がんセンター　がん看護専門看護師
※5　東北大学病院　乳腺内分泌外科　助手
※6　東北医科薬科大学医学部総合診療科　准教授
※7　宮城県立がんセンター　がん看護専門看護師
※8　東北大学医学部放射線診療科　教授
※9　東北大学加齢医学研究所臨床腫瘍学分野　准教授
※10 山形県立保健医療大学看護学科精神看護分野　講師

※11 がん研究会有明病院　がん看護専門看護師
※12 石巻赤十字病院　がん看護専門看護師
※13 東北医科薬科大学医学部総合診療科　教授
※14 聖路加国際大学大学院看護学研究科　教授
※15 東北医科薬科大学医学部　准教授
※16 東北大学大学院医学系研究科公衆衛生看護学分野　教授
※17 日本赤十字看護大学　特任教授
※18 千葉大学大学院看護学研究科　教授
※19 石巻赤十字病院　老人看護専門看護師
※20 東京医療保健大学千葉看護学部　教授
※21 東北医科薬科大学薬学部　特任教授
※22 宮城大学大学院事業構想学研究科　教授
※23 東北福祉大学教育学部教育学科・大学院総合福祉学研究科　教授
※24 東北大学大学院医学系研究科公共健康医学講座医療管理学分野　教授

履　修　要　項
（後期課程）

Ⅴ　看護学研究科（博士後期課程）

1　看護学研究科（博士後期課程）の目的及び教育目標

看護学研究科では，地域の保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について，教育・研究と社会活動を行うことを目的とし，博士後期課程の教育目標を「高度に専門的な知識と実践力ならびに自立的な研究能力を持つ高度看護実践指導者または看護教育研究者を育成する」とする。

高度看護実践指導者：医療や看護に対する深い知識と高度な研究開発力を有し，実践現場において看護実践の改革を追究できる指導力・統活力を備えた人材。地域や利用者の特性を十分に理解し，実践現場の変化に対し，研究成果を即応的に還元して看護実践全体のレベルアップを組織的に図ることのできる，研究力，教育力，管理能力を備えた人材。

看護教育研究者：自立的な研究能力を備え，自らの看護実践研究を基盤とした教育を行うことのできる人材。看護学の発展に貢献できる研究を自立的に計画･遂行できるほか，看護学教育において質の高い教育が実践できる人材。

2　看護学研究科（博士後期課程）の構成と特徴

博士後期課程は，博士前期課程までの教育によって養成された看護の各専門領域の専門性を統合・包括し，人の生涯にわたる健康支援を総体的に捉える「生涯健康支援看護学」分野を柱として教育研究を行う。

3　教育課程の編成及び履修方法（「資料 1．6．7．8．9.」「シラバス（授業計画）」参照）

（1）教育課程の編成

博士後期課程の教育課程は，「生涯健康支援看護学」分野の基本科目と専門科目及び特別研究によって構成する。

①基本科目

看護実践の改革や質の向上を目指す上で基本となる研究方法や評価方法ならびに組織管理や教育の在り方を追究する授業科目で構成し，必修科目として「生涯健康支援看護学研究方法特論」の 1 科目，選択科目として「生涯健康支援評価特論」「生涯健康支援看護管理特論」「生涯健康支援看護教育特論」の 3 科目を配置する。

②専門科目

利用者の生涯にわたる健康を保障するための効果的な看護支援方法の開発を追究する授業科目で編成し，必修科目として「生涯健康支援看護学特論」の 1 科目，選択科目として 3 つの演習（「次世代育成健康支援看護学演習」「成熟期健康支援看護学演習」「在宅・地域健康支援看護学演習」）を配置する。演習においては，履修者と担当教員による合同ゼミを実施し，生涯健康支援の統合的視点を強化する。

③特別研究

主研究指導教員及び副研究指導教員による個別研究指導と特別研究担当教員全員による集団研究指導とを組み合わせることにより，「生涯健康支援看護学」の視点に立った研究と論文作成を推進する。

(2) 履修方法

次の科目を履修し，単位を修得すること。

【基本科目】6 単位以上

必修科目：生涯健康支援看護学研究方法特論（2 単位）

選択科目：生涯健康支援評価特論，生涯健康支援看護管理特論，生涯健康支援看護教育特論の中から 2 科目以上（4 単位以上）

【専門科目】4 単位以上

必修科目：生涯健康支援看護学特論（2 単位）

選択科目：次世代育成健康支援看護学演習，成熟期健康支援看護学演習，在宅・地域健康支援看護学演習の中から 2 科目以上（2 単位以上）

【特別研究】6 単位

必修科目：生涯健康支援看護学特別研究（6 単位）

(3) 進路別履修モデル

選択科目のうち，高度看護実践指導者あるいは看護教育研究者など，修了後の進路により履修を推奨する科目を「選択推奨科目」，またキャリア形成との関係で学生が自主的に判断して履修する科目を「選択関連科目」として進路別履修モデルに示した（資料 8 参照）。

(4) 修了要件

① 原則として標準修業年限 3 年を満たすこと。

② 基本科目 6 単位以上，専門科目 4 単位以上，特別研究 6 単位あわせて 16 単位以上修得すること。

③ 論文審査および最終試験に合格すること。

(5) 学位の授与

本課程を修了したものに与える学位は，博士（看護学）とする。

資料 6. 授業科目の概要（博士後期課程）

分野	科目区分	科目名	配当年次 開講時期	単位数	必修	選択	必要単位数
生涯健康支援看護学	基本科目	生涯健康支援看護学研究方法特論	1前	2	○		2
		生涯健康支援評価特論	1･2前	2		○	4以上
		生涯健康支援看護管理特論	1･2前	2		○	
		生涯健康支援看護教育特論	1･2後	2		○	
	専門科目	生涯健康支援看護学特論	1前	2	○		2
		次世代育成健康支援看護学演習	1後	1		○	2以上
		成熟期健康支援看護学演習	1後	1		○	
		在宅･地域健康支援看護学演習		1		○	
	特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	1～3	6	○		6

資料 7．研究スケジュールの概要（博士後期課程）

<table>
<tr><th>年次
区分</th><th>科目履修</th><th colspan="3">研究指導及び審査</th></tr>
<tr><td>入
学
前</td><td></td><td colspan="3">出願時提出
①希望研究指導教員名
②研究課題及び研究計画に関する小論文</td></tr>
<tr><td>1
年
次</td><td rowspan="3">基本科目
専門科目（特論・演習）
特別研究</td><td rowspan="3">個別研究指導
集団研究指導
審査</td><td>・4月
・4月
・6～9月

・3月</td><td>入学時オリエンテーション
研究指導教員の決定，研究指導開始
研究計画発表会
研究計画書提出，研究倫理審査，教授会承認
第1次博士論文発表会</td></tr>
<tr><td>2
年
次</td><td>・4月
・11月</td><td>博士論文題目届，承認
第2次博士論文発表会</td></tr>
<tr><td>3
年
次</td><td>・4月
・11月
・1月
・2月

・2～3月</td><td>博士論文最終題目届，承認
第3次博士論文発表会（予備審査）
博士論文提出，受理，審査委員会設置
博士論文発表会
（終了後）論文審査・最終試験
学位授与可否の決定，授与</td></tr>
</table>

※長期履修学生については指導教員と相談の上，研究の進度に合わせた発表会に年 1 度は参加します。

資料 8. 進路別履修モデル（博士後期課程）

	履修モデルA【高度看護実践指導者】	履修モデルA1						履修モデルA2						履修モデルA3					
	進路の例→	例：自治体等						例：急性期保健医療機関等						例：在宅・地域保健医療福祉機関等					
		1年次		2年次		3年次		1年次		2年次		3年次		1年次		2年次		3年次	
	科目	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
基本科目	生涯健康支援看護学研究方法特論	○						○						○					
	生涯健康支援評価特論	△						△						△					
	生涯健康支援看護管理特論	△								△				△					
	生涯健康支援看護教育特論																		
専門科目	生涯健康支援看護学特論	○						○						○					
	次世代育成健康支援看護学演習		■						■						■				
	成熟期健康支援看護学演習		■						■						△				
	在宅・地域健康支援看護学演習		△						△						■				
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	履修モデルB【看護教育研究者】	履修モデルB1						履修モデルB2						履修モデルB3					
	進路の例→	次世代育成領域						成熟期領域						在宅・地域領域					
		1年次		2年次		3年次		1年次		2年次		3年次		1年次		2年次		3年次	
	科目	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
基本科目	生涯健康支援看護学研究方法特論	○						○						○					
	生涯健康支援評価特論	△						△						△					
	生涯健康支援看護管理特論																		
	生涯健康支援看護教育特論		△						△						△				
専門科目	生涯健康支援看護学特論	○						○						○					
	次世代育成健康支援看護学演習		△						■						■				
	成熟期健康支援看護学演習		■						△						■				
	在宅・地域健康支援看護学演習		■						■						△				
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○　必修科目　　（必ず履修）

△　選択推奨科目　（選択科目のうち、履修を推奨する科目）

■　選択関連科目　（選択科目のうち、キャリア形成との関係で自主的に判断して履修する科目）

資料 9. 教員組織（博士後期課程）

研究領域	専任教員	非常勤講師
生涯健康支援看護学分野	安　齋　由貴子 大　熊　恵　子 大　塚　眞理子 桑　名　佳代子 齊　藤　奈　緒 佐々木　久美子 塩　野　悦　子 菅　原　よしえ 高　橋　和　子 武　田　淳　子 萩　原　　潤 原　　玲　子 真　覚　　健 山　田　嘉　明	安　酸　史　子　※1 吉　田　澄　恵　※2 吉　田　俊　子　※3

（50 音順）

※1　関西医科大学看護学部　教授
※2　東京医療保健大学千葉看護学部　教授
※3　聖路加国際大学大学院看護学研究科　教授

関　係　規　程

宮城大学大学院学則

平成２９年４月１日
平成２８年宮城大学規則第５号

目　次

第１節　目的等（第１条・第２条）
第２節　教育の目的（第３条－第５条）
第３節　学年，学期及び休業日（第６条－第８条）
第４節　入学，標準修業年限及び在学年限（第９条－第 18 条）
第５節　学籍及び学籍の異動（第 19 条－第 24 条）
第６節　賞罰（第 25 条・第 26 条）
第７節　教育課程（第 27 条－第 36 条）
第８節　課程の修了，学位（第 37 条・第 38 条）
第９節　研究生，科目等履修生，特別聴講生及び外国人留学生（第 39 条－第 42 条）
第 10 節　授業料等（第 43 条）
第 11 節　その他（第 44 条・第 45 条）

第１節　目的等

（趣旨）

第１条　この規則は，学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「施行規則」という。）第４条に規定する事項及び本学大学院に所属する学生（以下「学生」という。）の修学上必要な事項について定める。

（目的）

第２条　本学大学院は，地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護，事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し，その深奥をきわめて，学術文化の振興に資するとともに，地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第２節　教育の目的

（大学院）

第３条　本学大学院に，看護学研究科，事業構想学研究科及び食産業学研究科を置く。

２　前項の研究科に置く課程，専攻及び学生の定員は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士課程前期課程 （修士課程） 博士課程後期課程	１０人 ３人	２０人 ９人
事業構想学研究科	事業構想学専攻	博士課程前期課程 （修士課程） 博士課程後期課程	２０人 ３人	４０人 ９人
食産業学研究科	食産業学専攻	博士課程前期課程	１３人	２６人

		（修士課程） 博士課程後期課程	３人	９人

３　博士課程は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科の教育研究上の目的）

第４条　本学大学院研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一　看護学研究科

生命の尊厳を基盤とする豊かな人間性を備え，学際的及び国際的な視点で地域現場の課題に対応できる知識・技術及び研究能力を持ち，高度な実践を行う看護職及び高度に専門的かつ自律的な研究能力を持つ教育研究者を養成するとともに，保健医療において必要とされる高度かつ専門的な看護について，研究と社会活動を行うこと。

二　事業構想学研究科

豊かな人間性に基づき，事業構想に関する高度に専門的な知識･技術をもち，学際的，国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者，高度職業人を養成するとともに，事業構想において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術･政策課題について，研究と社会活動を行うこと。

三　食産業学研究科

豊かな人間性に基づき，食産業に関する広い視野と高度な専門知識・技術をもち，学際的，国際的視点で研究または実践を主体的に遂行できる研究者，高度職業人を養成するとともに，食産業において必要とされる高度かつ専門的な知識・技術について，研究と社会活動を行うこと。

（職員組織）

第５条　本学大学院に，教員，事務職員その他必要な職員を置く。

２　前項に規定するもののほか，必要に応じ，副学長を置くことができる。

３　副学長は，学長を助け，命を受けて校務をつかさどる。

第３節　学年，学期及び休業日

（学年）

第６条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（学期）

第７条　学年を前期と後期に分け，前期は４月１日から９月３０日まで，後期は１０月１日から翌年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず，授業の開始日は，別に定める。

（休業日）

第８条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は，次のとおりとする。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

三　開学記念日５月１日

四　夏季休業日，冬季休業日及び春季休業日

２　前項の夏季休業日，冬季休業日及び春季休業日については，別に定める。

３　前２項の規定にかかわらず，学長が特に必要と認めるときは，臨時に休業日を設け，又は休業日で

あっても授業を行うことができる。

第４節　入学，標準修業年限及び在学年限

（博士前期課程の入学資格）

第９条　本学大学院博士前期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　学校教育法（昭和２２年法律第２６号。以下「法」という。）第８３条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）を卒業した者

二　法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

三　外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

四　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

五　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

七　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八　施行規則第１５５条第１項第６号の規定により文部科学大臣が指定した者

九　大学に３年以上在学した者，外国において学校教育における１５年の課程を修了した者，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１５年の課程を修了した者，又は我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１５年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で，それぞれ本学大学院において，所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十　本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

第１０条　本学大学院博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　修士の学位又は専門職学位を有する者

二　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位

置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五　国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

六　施行規則第１５６条第６号の規定により文部科学大臣が指定した者

七　本学大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達した者

（入学の出願）

第１１条　本学大学院への入学を志願する者は，入学願書に，所定の書類及び入学者選抜手数料を添えて，学長に提出しなければならない。

（選考及び合格者の決定）

第１２条　学長は，前条の規定により本学大学院への入学を志願する者に対し，選考を行い，合格者を決定する。

２　合格者の決定に関し必要な事項は，別に定める。

（入学の許可及び手続）

第１３条　学長は，前条の規定により合格者と決定した者に対し入学を許可する。

２　前条の規定により入学の許可を受けた者は，誓約書，保証書その他の書類を学長に提出するとともに，別に定める入学金を納付しなければならない。

３　学長は，前項の入学手続を完了しない者については，入学の許可を取り消すものとする。

４　前２条及び前３項に規定するもののほか，入学に関し必要な事項は，別に定める。

（外国人留学生）

第１４条　学長は，外国人で本学大学院に入学を志願する者があるときは，選考を行い，外国人留学生として入学を許可することができる。

２　前項に規定するもののほか，外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

（入学の時期）

第１５条　入学の時期は，学年の始めとする。ただし，学長が入学の時期を学年の始めとすることができない特別の事由があると認めた者は，後期の始めとすることができる。

（標準修業年限及び在学年限）

第１６条　博士前期課程の標準修業年限は２年，博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

２　博士前期課程の在学年限は４年，博士後期課程の在学年限は５年とする。

３　前項の規定にかかわらず，再入学した者の在学年限は，博士前期課程にあっては４年，博士後期課程にあっては５年を超えない範囲内で，別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第１７条　学長は，学生が職業を有している等の事情により，前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し，課程を修了することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修を認めることができる。

２　前項の規定により長期にわたる履修を認められた学生の在学年限は，前条の規定にかかわらず，別に定める。

（再入学）
第１８条　学長は，本学大学院を退学した者又は第２４条第１号から第３号までの規定により本学大学院を除籍された者で再入学を志願するものがあるときは，原則として欠員のある場合に限り，選考を行い，相当と認める年次に入学を許可することができる。
２　再入学の出願は，退学又は除籍の効力が発生した日から３年以内とする。

第５節　学籍及び学籍の異動

（学籍）
第１９条　学生の学籍は，学長が入学又は再入学を許可した研究科の課程に置くものとする。

（休学）
第２０条　疾病その他特別の理由により引き続き２か月以上修学することができない者は，その理由及び期間を明らかにして学長に申請し，学長の許可を受けて休学することができる。
２　学長は，疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し，休学を命ずることができる。
３　第１項及び前項の休学の期間は１か月単位とし，引き続き１年を超えることはできない。ただし，特別の理由がある場合は，学長の許可を受けて２年まで延長することができる。
４　休学の期間は，通算して４年を超えることができない。
５　休学の期間は，修業した期間（以下「修業期間」という。）及び在学した期間（以下「在学期間」という。）に算入しない。

（復学）
第２１条　休学の期間が満了したとき，又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは，学長の許可を得て復学することができる。
２　疾病により前項の申請を行う場合には，医師の作成する診断書を添付しなければならない。

（留学）
第２２条　外国の大学，短期大学等又は大学院に留学することを志願する者は，学長の許可を受けて留学することができる。

（退学）
第２３条　退学しようとする者は，学長の許可を受けなければならない。

（除籍）
第２４条　学長は，次の各号のいずれかに該当する者について，除籍する。
一　授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者
二　在学年限を超えた者
三　休学の期間を超えてなお復学しない者
四　死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第６節　賞罰

（表彰）

第２５条　学長は，学生として表彰に値する行為があった者に対し，表彰する。

（懲戒）

第２６条　学長は，次の各号のいずれかに該当する行為をした者を，懲戒に処する。

一　法令及び大学院学則等の本学の規則規程に違反する行為

二　試験等において不正を行う行為

三　他の学生等に対して人権侵害となるハラスメント行為

四　本学の秩序を乱し，又は本学の名誉や信用を傷つける行為

五　その他学生として不適切な行為

２　懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とし，前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。

３　停学の期間は，２週間又は１か月以上１年以内の一定月数とする。

４　停学の期間は，修業期間に算入しない。ただし，停学の期間が通算して２か月未満のときは，修業期間に算入する。

５　停学の期間は，在学期間に算入する。

６　第３項の規定にかかわらず，期間を短縮することが適切であると判断した場合には，学長はその期間を短縮することができる。

第７節　教育課程

（教育課程の編成，実施及び改善）

第２７条　本学大学院は，第２条及び第４条に掲げる目的を達成するために，必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成する。

２　前項の授業科目について同時に授業を行う学生数は，授業の方法及び施設，設備その他の教育上の諸条件を考慮して，教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

３　本学大学院は，授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

４　前３項に定めるもののほか，教育課程の編成，実施及び改善に関して必要な事項は，別に定める。

（授業及び研究指導）

第２８条　本学大学院における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

２　本学大学院の学生は，履修する授業科目の選択及び学位論文の作成等に当たっては，当該学生を担当する教員の指導を受けなければならない。

（教育方法の特例）

第２９条　本学大学院の課程においては，教育上特別の必要があると認められる場合には，夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行うことができる。

（他の大学院等における研究指導）

第３０条　学長は，教育上有益と認めるときは，他の大学院，研究所等との協議に基づき，学生が当該大学院，研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

２　前項の規定により学生が受けた研究指導は，課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

（授業科目）
第３１条　本学大学院の授業科目及びその単位数は，それぞれ別表のとおりとする。
２　授業科目の履修の方法その他必要な事項は，別に定める。

（単位の計算方法）
第３２条　各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。
一　講義及び演習については，１５時間から３０時間までの範囲内で定める時間の授業をもって１単位とする。
二　実験，実習及び実技については，３０時間から４５時間までの範囲内で定める時間の授業をもって１単位とする。
三　一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については，その組合せに応じ，前２号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず，学位論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めるものとする。

（成績の評価・単位の認定）
第３３条　学生の期末の成績は，当該科目の担当教員が学生にあらかじめ明示するシラバスで示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。
２　前項の学生の学習到達度は，原則として単位認定試験（以下「試験」という。）によって評価され，試験に合格した者に当該科目の単位を認定する。ただし，前条第２項の授業科目については，必要な学修の成果を評価して所定の単位を認定する。
３　前項の試験による評価は，秀，優，良，可又は不可の５段階で表し，秀，優，良及び可を当該科目履修の合格とする。
４　試験の受験資格及び成績の評価について必要な事項は，別に定める。

（他の研究科の授業科目の履修）
第３４条　学生は，博士前期課程において，１０単位を超えない範囲で，本学大学院の他の研究科の授業科目を履修し，単位を修得することができる。

（他の大学院における授業科目の履修）
第３５条　学長は，教育上有益と認めるときは，博士前期課程において，他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議又は協定等に基づき，学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を，前条の規定により修得した単位数と合わせて１０単位を超えない範囲で，本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）
第３６条　学長は，教育上有益と認めるときは，博士前期課程において，学生が本学大学院に入学する前に大学院（本学大学院及び外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を，本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は，第３４条の規定により修得した単位数及び前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて１０単位を超えないものとする。
３　学長は，学生が前項の規定により修得したものとみなした単位を別に定めるところにより，第３７条第１項及び第３８条第１項に規定する修了必要単位数に含めることができる。

第８節　課程の修了，学位

（博士前期課程の修了）
第３７条　博士前期課程の修了は，当該博士前期課程に２年以上在学して，別表に定める授業科目を履修の上，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者のうち，修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格したものに対し，学長が認定する。
２　前項の規定にかかわらず，在学期間に関しては，別に定めるところにより，優れた業績を上げた者については，その標準修業年限にかかわらず，１年以上在学すれば足りるものとする。
３　学長は，博士前期課程修了の認定を受けた者に対し，修士の学位及び修了証書を授与する。

（博士後期課程の修了）
第３８条　博士後期課程の修了は，当該博士後期課程に３年以上在学して，別表に定める授業科目を履修の上，１６単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた者のうち，博士論文の審査及び最終試験に合格したものに対し，学長が認定する。
２　前項の規定にかかわらず，在学期間に関しては，別に定めるところにより，優れた業績を上げた者については，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める年数以上在学すれば足りるものとする。
一　博士前期課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者及び第１０条第２号から第６号に該当する者　１年
二　博士前期課程に２年未満在学し，当該課程を修了した者　博士前期課程における在学期間を含め３年
３　学長は，博士後期課程修了の認定を受けた者に対し，博士の学位及び修了証書を授与する。

第９節　研究生，科目等履修生及び特別聴講生

（研究生）
第３９条　学長は，本学大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，選考を行い，研究生として入学を許可することができる。
２　研究科の研究生として入学できる者は，大学院の修士課程又は博士課程を修了するかこれと同等以上の学力があり，それぞれの課程での必要な研究能力を持つと認めるものとする。

（科目等履修生）
第４０条　学長は，次条に規定するもののほか，本学大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは，選考を行い，科目等履修生として入学を許可することができる。

（特別聴講生）
第４１条　学長は，他の大学，短期大学又は大学院等の学生で，本学大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは，当該大学，短期大学又は大学院等との協議又は協定に基づき，特別聴講生として入学を許可することができる。

（研究生等に関する取扱い）
第４２条　この節に規定するもののほか，研究生，科目等履修生及び特別聴講生に関し必要な事項は，別に定める。

第１０節　授業料等

（授業料，入学者選抜手数料等）
第４３条　この学則に規定するもののほか，授業料，入学者選抜手数料，入学金及び証明手数料その他の費用に関し必要な事項は，別に定める。

第１１節　その他

（大学院学則の改廃等）
第４４条　大学院学則の改廃は，理事会の議を経て行う。
２　前項の理事会の審議に先立ち，教育研究審議会の議を経るものとする。

（委任）
第４５条　この大学院学則の施行に関し必要な事項は，理事会の議を経て学長が定める。

附　則（H28.2.24 第106回理事会）
この規則は，平成２９年４月１日から施行する。ただし，施行日の前日において在籍する者で，施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については，この大学院学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（H29.2.22 第119回理事会）
この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（H29.3.22 第120回理事会）
この規則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則（H30.2.28 第133回理事会）
この規則は，平成３０年４月１日から施行する。ただし，施行日の前日において在籍する者で，施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり，施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については，この大学院学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則（H31.2.27 第146回理事会）
（施行期日）
１　この規則は，平成３１年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　施行日の前日において在籍する者で，施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日の前日までに退学又は除籍となり，施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については，改正後の宮城大学大学院学則別表１及び別表３の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

1 看護学研究科看護学専攻博士課程(前期2年の課程) 1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
基礎看護学特論Ⅰ		2		
基礎看護学特論Ⅱ		2		
基礎看護学演習		4		
感染看護学特論Ⅰ		2		
感染看護学特論Ⅱ		2		
感染看護学特論Ⅲ		2		
感染看護学演習Ⅰ		2		
感染看護学演習Ⅱ		2		
看護管理学特論Ⅰ		2		
看護管理学特論Ⅱ		2		
看護管理学演習		4		
成人健康看護学特論		2		
成人健康看護援助論		2		
成人健康看護援助論演習		4		
がん病態生理学		2		
がん看護学特論Ⅰ		2		
がん看護学特論Ⅱ		2		
がん看護援助論Ⅰ		2		
がん看護援助論Ⅱ		2		
がん看護学演習Ⅰ		2		
がん看護学演習Ⅱ		2		
がん看護学実習Ⅰ		4		
がん看護学実習Ⅱ		3		
がん看護学実習Ⅲ		3		
がん看護学課題研究		4		
精神健康看護学特論		2		
精神健康看護援助論		2		
精神健康看護援助論演習		4		
老年健康看護学特論Ⅰ		2		
老年健康看護学特論Ⅱ		2		
老年医療学		2		
老年健康看護援助論Ⅰ		2		
老年健康看護援助論Ⅱ		2		
老年健康看護学演習Ⅰ		2		
老年健康看護学演習Ⅱ		2		
老年健康看護学実習Ⅰ		4		
老年健康看護学実習Ⅱ		3		
老年健康看護学実習Ⅲ		3		
老年健康看護学課題研究		4		
母性健康看護学特論		2		
母性健康看護援助論		2		
母性健康看護援助論演習		4		
小児健康看護学特論		2		
小児健康看護援助論		2		
小児健康看護援助論演習		4		

別表（第31条，第37条，第38条関係）

1　看護学研究科看護学専攻博士課程（前期2年の課程）　2/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
地域健康看護学特論Ⅰ		2		
地域健康看護学特論Ⅱ		2		
地域健康看護学演習Ⅰ		2		
地域健康看護学演習Ⅱ		2		
在宅健康看護学特論Ⅰ		2		
在宅健康看護学特論Ⅱ		2		
在宅健康看護学演習		4		
災害看護学特論		2		
災害看護援助論		2		
災害看護援助論演習		4		
看護学特別研究		8		
看護研究特論		2		
看護研究方法特論		2		
コンサルテーション論		2		
看護倫理		2		
看護政策論		2		
看護理論		2		
看護教育学		2		
フィジカルアセスメント		2		
病態生理学		2		
臨床薬理学		2		
保健情報学		2		
在宅医療学		2		
保健行動科学特論		2		
人間関係情報処理論		2		
医療経済学		2		
疫学統計		2		
統計学特論		2		
社会福祉学特論		2		

2　看護学研究科看護学専攻博士課程（後期3年の課程）

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
生涯健康支援看護学研究方法持論	2			
生涯健康支援評価持論		2		
生涯健康支援看護管理持論		2		
生涯健康支援看護教育持論		2		
生涯健康支援看護学持論	2			
次世代育成健康支援看護学演習		1		
成熟期健康支援看護学演習		1		
在宅・地域健康支援看護学演習		1		
生涯健康支援看護学特別研究	6			

別表（第31条，第37条，第38条関係）

3　事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期２年の課程）　1/2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
マネジメント		2		演習科目のⅠ，Ⅱ，Ⅲ及びⅣは，選択必修（ただし，空間デザイン特別演習を除く。）
アカウンティング		2		
ファイナンス		2		
ストラテジー		2		
マーケティング		2		
ITマネジメント		2		
非営利組織マネジメント		2		
税法		2		
ビジネスマネジメント演習Ⅰ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅱ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅲ		4		
ビジネスマネジメント演習Ⅳ		4		
社会システム		2		
経済システム		2		
観光ビジネス		2		
商業ビジネス		2		
医療福祉システム		2		
地域交流ビジネス		2		
地域経済ビジネス		2		
コミュニティビジネス		2		
コミュニティシステム		2		
ビジネスプランニング演習Ⅰ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅱ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅲ		4		
ビジネスプランニング演習Ⅳ		4		
文化環境デザイン		2		
環境情報デザイン		2		
環境デザインマネジメント		2		
地域デザイン		2		
地区デザイン		2		
施設デザイン		2		
地域環境システム		2		
数理造形デザイン		2		
設計プロセス・マネジメント		2		
ファシリティ・マネジメント		2		
空間デザイン演習Ⅰ		4		
空間デザイン演習Ⅱ		4		
空間デザイン演習Ⅲ		4		
空間デザイン演習Ⅳ		4		
情報ネットワーク		2		
分散システム		2		
情報システム設計		2		
インタラクションデザイン		2		
インタラクティブメディア		2		
数理環境デザイン		2		
情報メディアシステム		2		
情報デザイン演習Ⅰ		4		
情報デザイン演習Ⅱ		4		
情報デザイン演習Ⅲ		4		
情報デザイン演習Ⅳ		4		
英語特論		2		

別表（第31条，第37条，第38条関係）

3　事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期２年の課程）　2／2

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
プロジェクト研究		4		演習科目のⅠ，Ⅱ，Ⅲ及びⅣは，選択必修（ただし，空間デザイン特別演習を除く。）
空間デザイン特別演習ＡⅠ		2		
空間デザイン特別演習ＡⅡ		2		
空間デザイン特別演習ＢⅠ		2		
空間デザイン特別演習ＢⅡ		2		
ビジネスマネジメント特別講義		2		
ビジネスプランニング特別講義		2		
空間デザイン特別講義		2		
情報デザイン特別講義		2		
事業構想基礎講座	2			

4　事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
産業・事業システム特別演習Ⅰａ（事業計画系）		2		演習科目のⅠａ・Ⅰｂ及びⅡａ・Ⅱｂは選択必修
産業・事業システム特別演習Ⅰｂ（事業計画系）		2		
産業・事業システム特別演習Ⅱａ（デザイン情報系）		2		
産業・事業システム特別演習Ⅱｂ（デザイン情報系）		2		
地域・社会システム特別演習Ⅰａ（事業計画系）		2		
地域・社会システム特別演習Ⅰｂ（事業計画系）		2		
地域・社会システム特別演習Ⅱａ（デザイン情報系）		2		
地域・社会システム特別演習Ⅱｂ（デザイン情報系）		2		
事業構想学特別研究	8			

別表（第31条，第37条，第38条関係）

5　食産業学研究科食産業学専攻博士課程（前期２年の課程）

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究特論	2			食産業学演習Ａ、食産業学演習Ｂは，選択必修
食産業学演習Ａ		2		
食産業学演習Ｂ		2		
食産業政策特論		2		
フード・エコノミクス特論		2		
食品マーケティング特論		2		
グローバル化と戦略的経営特論		2		
投資・企業評価特論		2		
食品開発学特論		2		
微生物工学特論		2		
食品素材工学特論		2		
水産加工技術特論		2		
食品安全マネジメント特論		2		
栄養学特論		2		
フードサービス特論		2		
調理科学特論		2		
地域農業戦略特論		2		
作物生産学特論		2		
園芸生産特論		2		
食用作物機能開発特論		2		
家畜生殖学特論		2		
飼料資源開発特論		2		
生体分子解析学特論		2		
資源循環型農畜産業特論		2		
栽培土壌管理特論		2		
害虫管理学特論		2		
農地環境工学特論		2		
水利環境工学特論		2		
水利施設ストックマネジメント特論		2		
ランドスケープ・デザイン特論		2		
景域生態工学特論		2		
食産業空間情報特論		2		
食産業再生可能システム特論		2		
環境計測・制御特論		2		
栄養機能科学特論		2		
食産業生物工学特論		2		
食料生産機械特論		2		
食育・食感性特論		2		
グローバル・マネジメント・スタディーズ		2		
インターンシップ		2		
プロジェクト研究Ａ		4		
プロジェクト研究Ｂ		4		
食産業学特別研究Ａ		4		
食産業学特別研究Ｂ		4		

別表(第31条, 第37条, 第38条関係)

5 食産業学研究科食産業学専攻博士課程(後期3年の課程)

授業科目の名称	単位数			備考
	必修	選択	自由	
食産業学研究法	2			
食産業オミクス論	2			
サイエンス・コミュニケーション	2			
食産業とグローバル化特論		2		
食材生産特論		2		
食品加工特論		2		
食農環境特論		2		
食産業経済経営特論		2		
食材生産特別演習		1		
食品加工特別演習		1		
食農環境特別演習		1		
食産業経済経営特別演習		1		
食産業学特別研究	6			

宮城大学学位規程

平成２１年４月１日
規　程　第　３　７　号

（趣旨）
第１条　この規程は，宮城大学学則（平成２１年４月１日規則第２号）第４１条第５項及び宮城大学大学院学則（平成２８年宮城大学規則第５号）の規定に基づき，宮城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）
第２条　本学において授与する学位は，学士，修士及び博士とする。

（授与の要件）
第３条　学士の学位は，本学を卒業した者に授与する。
２　修士の学位は，本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程を修了した者に授与する。
３　博士の学位は，研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。
４　前項に定めるもののほか，博士の学位は，博士課程を経ない者であっても，博士論文の審査及び最終試験に合格し，かつ，博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は，これを授与することができる。

（学位の申請）
第４条　前条第２項及び第３項の定めにより学位の申請をしようとする者は，学位申請書（様式１）に学位論文（修士の学位を申請しようとする者は，学位論文又は特定の課題についての研究成果。以下同じ。）その他別途定める必要書類を添えて，別途定める期日までに学長に申請するものとする。
２　前条第４項の定めにより博士の学位の申請をしようとする者は，学位申請書（様式１）に学位論文その他別途定める必要書類を添えて，別途定める期日までに学長に提出し，かつ，所定の学位論文審査手数料を納付するものとする。
３　前項の規定にかかわらず，本学大学院の博士後期課程に３年以上在学し，必要な研究指導を受けて退学したものが，退学したときから３年以内に学位の申請をした場合は，学位論文審査手数料の納付を免除するものとする。

（学位論文の受理及び審査の付託）
第５条　学長は，前条の規定により学位論文を受理したときは，研究科教授会にその審査を付託するものとする。

（学位論文審査委員会）
第６条　学位論文が審査に付されたときは，研究科教授会は，当該研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に，当該論文の審査を委嘱する。
２　審査委員会は，主査１名，副査２名以上の委員で組織する。
３　第１項の規定にかかわらず，研究科教授会は，学位論文の審査に当たって必要があるときは，本学大学院の他の研究科，他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

（学位論文審査及び最終試験）
第７条　審査委員会は，学位論文の審査及び最終試験を行う。
２　最終試験は，口頭又は筆答により行う。

（学力の確認）
第７条の２　第３条第４項の定めにより本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は，審査委員会が学位論文に関連ある分野の科目について，口頭又は筆答により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，本学大学院博士後期課程に３年以上在学し，必要な研究指導を受けて退学した者が，退学したときから３年以内に博士の学位の申請をした場合には，学力の確認を免除することができる。

（審査期間）
第７条の３　学位論文の審査は，第３条第２項及び第３項の定めにより申請した者については，学位申請者の在学期間内に終了するものとする。
２　第３条第４項の定めにより申請した者については，申請を受理した日から１年以内に審査を終了するものとする。ただし，特別の理由がある場合には，研究科教授会の議を経て，その期間を延長することができる。

（審査委員会の報告）
第８条　審査委員会は，学位論文の審査及び最終試験を終了したときは，審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え，研究科教授会に文書で報告しなければならない。

（議決）
第９条　研究科教授会は，前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の合否並びに学位授与の可否について議決を行う。
２　前項の議決は，出席者の過半数の賛成を必要とする。

（審査結果の報告）
第１０条　研究科教授会が前条の議決をしたときは，研究科長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

（学位の授与）
第１１条　学長は，学位を授与すべきものと決定した者には，様式２により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。
２　学長は，修士又は博士の学位を授与できないものと決定した者には，その旨を通知するものとする。

（専攻分野の付記）
第１２条　第３条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は，別表に掲げるとおりとする。

（学位の名称）
第１３条　本学の学位を授与された者が，学位の名称を用いるときは，「宮城大学」と冠するものとする。

（博士論文要旨等の公表）
第１４条　学長は，博士の学位を授与したときは，当該学位を授与した日から３月以内に博士論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）
第１５条　博士の学位を授与された者は，授与された日から１年以内に，博士論文を公表しなければならない。ただし，学位を授与される前に既に公表したときは，この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず，博士の学位を授与された者は，やむを得ない理由がある場合には，学長の承認を受けて，博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合，学長は当該論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は，本学の協力を得て，インターネットの利用により公表するものとする。
４　前３項の規定により博士論文を公表する場合には，宮城大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

（学位授与の報告）
第１６条　学長は，博士の学位を授与したときは，学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第１２条の定めるところにより，文部科学大臣に報告するものとする。

（学位の取消し）
第１７条　本学において学位を授与された者について，不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは，学長は，教授会又は研究科教授会の議を経て学位を取り消し，卒業証書・学位記又は学位記を返納させ，かつ，その旨を公表することができる。

（その他）
第１８条　この規程に定めるもののほか，学士の学位について必要な事項は教授会において，修士又は博士の学位に関して必要な事項は研究科教授会において別に定めるものとする。

附　則
この規程は，平成１１年１２月２２日から施行し，平成９年度入学生から適用する。

附　則
この規程は，平成１３年２月２８日から施行する。

附　則
１　この規程は，平成１５年４月１日から施行する。ただし，第１１条，第１２条の改正規定は，平成１５年２月２６日から施行する。
２　この規程（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の宮城大学学位規程の規定は，平成１５年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生については，なお従前の例による。

附　則
この規程は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この規程は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（H21.4.1　第1回理事会）
この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（H22.6.28　第24回理事会）
この規程は，平成２２年６月２８日から施行し，平成２２年４月１日から適用する。

附　則（H23.11.30　第48回理事会）
この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（H25.2.27　第66回理事会）
１　この規程は，平成２５年４月１日から施行する。
２　この規程による改正後の宮城大学学位規程の規定は，平成２５年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（H25.9.25　第73回理事会）
１　この規程は，平成２５年１０月１日から施行する。
２　この規程による改正後の宮城大学学位規程第１４条及び第１５条の規定は，施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し，同日前に博士の学位を授与した場合については，なお従前の例による。

附　則（H29.3.22　第120回理事会）

1　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

2　施行日の前日において在籍する者で，施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該学部に転入学，編入学又は再入学したものを含む。）については，この規程にかかわらず，なお従前の例による。

様式１（第４条関係）
(1)　修士（第３条第２項によるもの）

学位（修士）申請書

年　　月　　日

宮城大学長　殿

研究科　　専攻　○○○○課程
学籍番号
氏　　名　　印

宮城大学学位規程第４条の規定に基づき，下記書類を添えて，修士（　　学）の学位を申請します。

記

１　研究題目

２　提出書類

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果　　３部（正本１部，副本２部）

(2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨　　３部

((3) 関係資料　　３部）

⑵　博士（第３条第３項によるもの）

学位（博士）申請書

年　　月　　日

宮城大学長　殿

研究科　　専攻　博士後期課程
学籍番号
氏　　名　　印

宮城大学学位規程第４条の規定に基づき，下記書類を添えて，博士（　　学）の学位を申請します。

記

１　研究題目

２　提出書類

⑴　博士論文　　３部（正本１部，副本２部）

⑵　博士論文要旨　　３部

（⑶　関係資料　　３部）

(3)　博士（第３条第４項によるもの）

学位（博士）申請書

年　　月　　日

宮城大学長　殿

審査希望　　研究科
氏　　名　　印

宮城大学学位規程第４条第２項又は第３項の規定に基づき，下記書類及び論文審査料を添えて，博士（　　学）の学位を申請します。

記

１　研究題目

２　提出書類

(1) 博士論文　　３部（正本１部，副本２部）

(2) 博士論文要旨　　３部

((3) 関係資料　　３部）

３　論文審査料
※５７，０００円，別に定める方法にて納付後，コピーを添付
※第４条第３項により論文審査料が免除されるものにあっては，在籍期間を証明する書類

様式２（第 11 条第１項関係）

(1)学士（第３条第１項によるもの）

第　　号

卒業証書・学位記

氏　　名
年月日生

本学○○学群○○学類（○○コース※）所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（○○学）の学位を授与する。

年　月　日

大学印　　宮城大学長　　氏　　名　　印

※）コースについては，事業構想学群，食産業学群のみ表記する。
※）用紙は，日本工業規格Ａ列４番とする。

(2)修士（第３条第２項によるもの）

修第　　号

学位記

氏　　名
年月日生

本学大学院○○学研究科○○学専攻の○○○○課程を修了したので修士（○○学）の学位を授与する。

年　月　日

大学印　　宮城大学長　　氏　　名　　印

※）用紙は，日本工業規格Ａ列４番とする。

(3)博士（第３条第３項によるもの）

博第　　号

学位記

氏　　名
年月日生

本学大学院○○学研究科○○学専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認め博士（○○学）の学位を授与する。

年　月　日

大学印　　宮城大学長　　氏　　名　　印

※）用紙は，日本工業規格Ａ列４番とする。

(4)博士（第３条第４項によるもの）

博第　　号

学位記

氏　　名
年月日生

本学に博士の学位論文を提出し，その審査及び最終試験に合格したことを認め博士（○○学）の学位を授与する。

年　月　日

大学印　　宮城大学長　　氏　　名　　印

※）用紙は，日本工業規格Ａ列４番とする。

別表（第 12 条関係）

（１）学士の学位に付記するもの

学群学類等の名称	専攻分野の名称
看護学群看護学類	看護学
事業構想学群事業プランニング学類	事業プランニング学
事業構想学群地域創生学類	地域創生学
事業構想学群価値創造デザイン学類	価値創造デザイン学
食産業学群食資源開発学類	食産業学
食産業学群フードマネジメント学類	

（２）修士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

（３）博士の学位に付記するもの

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
事業構想学研究科	事業構想学
食産業学研究科	食産業学

宮城大学大学院長期履修規程

平成21年4月1日

規程第１５３号

（趣旨）

第１条　宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第１７条の規定に基づき，長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し，必要な事項を定める。

（長期履修の対象者）

第２条　本学大学院において，長期履修を認めることのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　職業を有し，かつ就業している者で，大学院学則第１６条第１項に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者

二　育児，介護等により標準修業年限で修了することが困難であると認められる者

三　その他やむを得ない事情を有すると認められる者

（長期履修期間）

第３条　長期履修の期間は，博士前期課程においては４年，博士後期課程においては５年を超えない範囲とし，１年を単位として認めるものとする。

（在学年限）

第４条　長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は，博士前期課程においては４年，博士後期課程においては５年とする。

（休学期間）

第５条　長期履修学生の休学期間は，前条に定める期間には算入しない。

（申請手続）

第６条　長期履修を希望する者は，指導教員の承諾を得た上で，長期履修許可申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して，学長に申請しなければならない。

一　長期履修が必要であることを証明する書類

二　その他研究科長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は，原則として入学時に限り認めるものとし，入学手続期間の最終日までに行わなければならない。

３　入学後に，第２条に定める事由が生じた場合は，真にやむを得ない場合に限り認めるものとし，第１項の規定による申請は，最終年次開始日の２ヶ月前までに行わなければならない。

（長期履修の許可）

第７条　学長は，前条の規定による申請があったときは，当該学生が所属する研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て，長期履修の可否を決定する。

２　学長は，前項の規定により長期履修の可否を決定した場合は，様式第２号により，学生にその

結果を通知するものとする。
３　長期履修学生が，長期履修を希望する理由として申請した内容に変更が生じた場合には，速やかに研究科長に報告しなければならない。

（長期履修期間の変更）
第８条　長期履修学生が，当該長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は，長期履修期間変更申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添付して，学長に申請しなければならない。
一　長期履修許可通知の写し
二　その他研究科長が必要と認める書類
２　前項の規定により長期履修期間の短縮を申請する場合は，原則として次の各号に定める期日までに行わなければならない。
一　長期履修期間の１年短縮を希望する場合は，長期履修期間の最終年次の前年度の開始日の２ヶ月前まで
二　長期履修期間の２年短縮を希望する場合は，長期履修期間の最終年次の前々年度の開始日の２ヶ月前まで
３　第１項の規定による長期履修期間の延長の申請は，真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。この場合において，申請は長期履修期間の最終年次開始日の２ヶ月前までに行わなければならない。
４　長期履修期間の変更は，在学中１回限りとする。
５　前条の規定は，第１項の申請に準用する。

（長期履修の許可の取り消し）
第９条　学長は,長期履修学生が法令及び大学院学則等本学の規則規程に違反する行為をしたとき，または，長期履修に関し，虚偽の申請をしたことが判明したときは，研究科教授会の議を経て，長期履修の許可を取り消すことができる。

（授業料）
第１０条　長期履修に係る授業料の額については，別に定める。

（委任）
第１１条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は各研究科において別に定める。

附　則
１　この規程は，平成２１年４月１日から施行し，平成２１年度入学者から適用する。
２　平成２１年度入学者にあっては，第６条第２項の規定にかかわらず，平成２１年４月２０日までに申請のあった者については，第６条第２項第１号に定める期限までに申請があったものとみなす。

附　則
１　この規程は，平成２５年４月１日から施行する。
２　この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は，平成２５年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（H29.2.22　第 119 回理事会）

1　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

2　この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は，平成２９年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生については，なお従前の例による。

様式第１号（第６条関係）

長　期　履　修　許　可　申　請　書

年　　月　　日

宮　城　大　学　長　殿

研究科　　課程

学籍番号（受験番号）

氏名　　㊞

下記のとおり長期履修を希望するので，宮城大学大学院長期履修規程第６条の規定に基づき申請します。

記

入学年月日		年　　月　　日		
希望する履修期間		年　　月　　日～　　年　　月　　日　【　　年間】		
長期履修を 希望する理由				
履修計画				
勤務先	名　　称		職種	
	所属・役職等			
	所　在　地			
現　住　所				

指導教員の意見	所属・職 氏名　　㊞

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

学籍番号
学生氏名　殿

宮　城　大　学　長

長期履修許可申請について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては，審査の結果，下記のとおり決定したので通知します。

記

入学年月日	年　　月　　日
現在の履修期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日【　　年間】
申請した履修期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日【　　年間】
審査結果	許　　可　　（又は　不許可）

様式第３号（第８条関係）

長　期　履　修　期　間　変　更　申　請　書

年　　月　　日

宮　城　大　学　長　殿

研究科　　課程

学籍番号（受験番号）

氏名　　㊞

許可された長期履修期間を下記のとおり変更したいので申請します。

記

入学年月日	年　　月　　日
許可済の履修期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日　【　　年間】
変更後の履修期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日　【　　年間】
長期履修期間を変更する理由	
変更後の履修計画	

※以下は変更があった場合のみ記入

勤務先	名　　称		職種	
	所属・役職等			
	所　在　地			
現　住　所				

指導教員の意見	所属・職 氏名　　㊞

宮城大学大学院の学生による他研究科授業科目の履修に関する実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本学大学院博士前期課程（修士課程）の学生（以下「学生」という。）による宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条の規定に基づく本学大学院の他の研究科（以下「他研究科」という。）の授業科目の履修について、学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

（他研究科の学生に提供する授業科目の範囲）

第２条　大学院学則第34条の規定に基づき、各研究科が他研究科の学生に提供する授業科目の範囲は、講義の方法により行う授業科目とする。

（他研究科の授業科目に係る履修承認申請等）

第３条　前条に規定する他研究科の授業科目の履修（以下「他研究科履修」という。）を希望する学生は、あらかじめ指導教員及び当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、別紙様式第１号により、学長に他研究科履修に関する承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

２　学長は、学生から前項に規定する申請書の提出があったときは、当該学生が所属する研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、別に定めるところにより、その可否を決定するものとする。

３　教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

４　学長は、第２項の規定により、承認の可否等を決定したときは、速やかに別紙様式第２号により、学生にその結果を通知するものとする。

５　第１項の申請が承認されたときは、事務部において当該授業科目の履修登録を行なうものとする。

（修得単位の修了要件単位数への算入）

第４条　前条の規定に基づき認定された修得単位のうち、修了要件単位数に算入できる限度は、次のとおりとする。

〔修了要件単位数算入限度〕

区　分	事業構想学研究科	食産業学研究科
大学院学則第34条	４単位まで	６単位まで

２　修了要件単位算入の認定を希望する学生は、学長に別紙様式第３号により修了要件単位認定申請を行わなければならない。

３　学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、教授会の審議によって、修了要件単位認定の可否を決定し、前条の規定に留意の上、速やかに別紙様式第４号により、学生にその結果を通知するものとする。

（修得単位の成績表記）

第５条　第３条の規定により修得した単位の成績原簿及び各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区　分	科目分類区　　分	科目区分	科目名称	単位数	成績評価の表記	科目担当教員名
大学院学則第34条	他研究科	履修した科目の区分	履修した科目の名称	履修した科目の単位数	秀・優・良・可	記　載

（その他）

第６条　この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の研究科に関するものである場合は各教授会の、全研究科に共通するものである場合は全ての教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附　則

この要綱は、平成２５年９月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。ただし，この要綱の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。

別紙様式第１号（第３条第１項関係）

他研究科授業科目の履修承認申請書

平成　　年　　月　　日

宮城大学長　殿

＿＿＿＿＿＿研究科博士前期　　学年
学籍番号
氏　　名　　(印)

大学院学則第 34 条の規定に基づき、＿＿＿＿＿研究科博士前期課程で開講されている下記の授業科目を履修したいので、承認されるよう申請します。

記

授業科目名	開講曜日・時限	担当教員名	確認印	指導教員名	確認印

（他研究科の授業科目を履修する目的・理由）

注）１　原則として同一時限の授業科目の重複履修はできないので、時間割上、所属研究科の授業科目の履修等に支障がないことを確認すること。
２　申請書の提出期限は、掲示・配布物等により確認すること。
３　１及び２を確認後、授業科目担当教員の了承（確認印）を得た上で、本申請書を事務部に提出すること。
４　承認審査の結果、履修が認められないこともある。

受　付	登　録

別紙様式第２号（第３条第４項関係）

宮　城　大　第　　号
平成　　年　　月　　日

（学　籍　番　号）
学　　生　　氏　　名　殿

宮　城　大　学　長

他研究科授業科目の履修承認について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり承認します。

記

開講研究科・課程	授業科目名	開講曜日・時限	担当教員名

別紙様式第３号（第４条第２項関係）

他研究科修得単位の修了要件単位算入申請書

平成　　年　　月　　日

宮城大学長　殿

＿＿＿＿＿＿研究科博士前期課程　　学年
学籍番号
氏　　名　　印

他研究科の授業科目を履修し、単位を修得した下記授業科目について、修了要件単位として認定を申請します。

記

修得済み授業科目		
研究科名	科　目　名	単位数
		単位
		単位
		単位

別紙様式第４号（第５条第４項関係）

宮　城　大　第　　号
平成　　年　　月　　日

（学　籍　番　号）
学　　生　　氏　　名　殿

宮　城　大　学　長

他研究科修得単位の修了要件単位認定等について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで申請のあったこのことについては、下記（別紙）のとおり認定します。

記

修得済み授業科目			修了要件単位算入の可否
研究科名	科 目 名	単位数	
		単位	
		単位	
		単位	

宮城大学大学院看護学研究科履修規程

平成２１年４月１日
規程第３４号

（趣旨）
第１条　宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第３１条第２項の規定に基づき，看護学研究科の授業科目の履修に関し，必要な事項を定める。

（授業科目等）
第２条　看護学研究科の専門分野，専門領域，授業科目，当該科目の配当年次，単位数及び必修・選択の別は別表のとおりとする。

（履修コースの設定）
第３条　博士前期課程に履修コースとして「研究能力養成コース」及び「専門看護師養成コース」を設ける。
２　前項に規定する履修コースは，博士前期課程入学願書に記載し選択するものとする。

（専門分野，専門領域又は履修コースの変更）
第４条　専門分野，専門領域又は履修コースの変更を希望する学生は，入学した年度の１月末までに様式第１号により看護学研究科長（以下「研究科長」という。）に変更申請を行うものとし，その手続きは，次の変更区分により行うものとする。ただし，看護学研究科教授会（以下「教授会」という。）が修学上，特に必要と認める場合はこの限りではない。

一　専門分野，専門領域の変更	教授会の議を経て研究科長が許可
二　履修コースの変更	専門領域内での変更は研究科長が許可，専門領域外の変更は教授会の議を経て研究科長が許可

（履修登録）
第５条　学生は，履修しようとする授業科目について，毎学期の所定の期日までに，履修登録を行わなければならない。

（履修登録の制限）
第６条　次に掲げる授業科目は，履修登録をすることができない。
一　在学年次より上級年次に配当されている授業科目
二　既に単位を修得した授業科目
２　授業時間が重複する授業科目は，原則として履修登録できない。
３　教育環境等により，履修登録の人員を制限することがある。

（試験）
第７条　定期試験は，その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。
２　前項の規定にかかわらず，随時試験を行うことができる。
３　前２項の試験は，筆記試験，口述試験，実技試験，又は課題レポートにより行う。
４　次のいずれかに該当する学生は，第１項の試験を受験することができない。
一　履修登録をしていない学生
二　試験時刻に２０分を超えて遅参した学生

（成績評価等）
第８条　学生の成績は，シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。
２　成績の表示は次のとおりとし，秀，優，良及び可を合格とし，所定の単位を与える。

評　価	評　　点	学習到達度との関係
秀	９０点以上	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	８０点以上９０点未満	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	７０点以上８０点未満	学習到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	６０点以上７０点未満	学習到達度が到達目標に達している
不　可	６０点未満	学習到達度が到達目標に達していない

３　第７条第４項第２号の規定に該当し試験を受験できなかった授業科目又は正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については，原則として不合格とする。

４　前２項の規定により不合格となった授業科目については，次年度以降に再履修することができる。再履修科目については，第５条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

５　成績は，原則として当該学期末までに確定する。

（追試験）

第９条　所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は，原則として行わない。ただし，病気その他特別の理由により，やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては，その願い出により追試験を行うことがある。

２　前項の規定により追試験の受験を希望する学生は，原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。

３　前項の規定により申出をした学生は，原則として該当科目の試験終了後１週間以内に，別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し，研究科長等の承認を得なければならない。

４　追試験の実施日時等は，該当科目の担当教員がその都度決定する。

（再試験）

第１０条　試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は，原則として行わない。ただし，教授会が必要と認めた場合は，この限りではない。

２　再試験の実施日時等は，該当授業科目の担当教員がその都度決定する。

３　再試験における成績の評価は，原則として可を上限とする。

（不正行為）

第１１条　第７条第１項に定める試験において不正行為をした学生に対しては，当該学生がその期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか，大学院学則第２６条の規定による懲戒処分を行う。

２　授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては，当該科目の成績評価を不可とするほか，その不正行為の状況により，大学院学則第２６条の規定による懲戒処分を行うことができる。

（研究指導教員）

第１２条　入学学生の履修などへの適切な助言及び研究・論文作成指導を行うために研究指導教員を置く。

２　研究指導教員は，主研究指導教員及び副研究指導教員からなるものとする。

３　研究指導教員は，特別研究担当教員（博士前期課程においては「看護学特別研究」を担当する教員，博士後期課程においては「生涯健康支援看護学特別研究」を担当する教員）をもって充て，教授会が決定する。ただし，教授会が認めた場合は，副研究指導教員として学外教員を加えることができる。

４　研究指導教員の変更は，特別な事情が生じた場合に限り，教授会の議を経てこれを認めることがある。

（研究指導体制）
第１３条　博士前期課程における研究指導は，主・副研究指導教員による個別研究指導及び研究科担当教員による集団研究指導体制により行うものとする。
２　博士後期課程における研究指導は，主・副研究指導教員による個別研究指導及び特別研究担当教員による集団研究指導体制により行うものとする。

（研究計画書及び倫理審査）
第１４条　学生は，必要な研究指導を受けた上で，研究計画書（以下「計画書」という。）を主研究指導教員に提出するものとする。
２　提出された計画書について，主研究指導教員は，別途定めるところにより倫理審査を申請し，承認を得るものとする。

（計画書の審査）
第１５条　博士前期課程の計画書の審査は主研究指導教員及び副研究指導教員が行う。博士後期課程の計画書の審査は，特別研究担当教員が行う。
２　計画書の審査結果については，教授会で承認を受けなければならない。なお，計画書に変更がある場合は，教授会へその旨を申請し，博士前期課程では，主及び副研究指導教員，博士後期課程では特別研究担当教員の審査を経た後，教授会の承認を得るものとする。

（学位論文の審査及び最終試験）
第１６条　学生は，研究科長を経て学長に学位論文を提出し，学位論文審査の申請を行う。
２　博士後期課程の学生は，学位論文を提出する前に主研究指導教員の承認を得て，別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。
３　学位論文の審査及び最終試験については，宮城大学学位規程の定めるところによる。

（学位論文，最終試験の評価及び判定）
第１７条　学位論文及び最終試験の成績については，第８条の規定にかかわらず，次のとおりとする。
一　学位論文は，合格，不合格とする。
二　最終試験は，合格，不合格とする。

（修了要件）
第１８条　博士前期課程を修了するためには２年以上，博士後期課程においては３年以上在学し，第２条別表の「修了要件単位数」を修得し，かつ，学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
２　前項の場合において，博士前期課程の専門看護師養成コースにあっては，特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えるものとする。
３　博士前期課程においては，第１項の規定にかかわらず，大学院学則第３４条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位及び次条の規定に基づき認定された単位については，別に定めるところにより，修了に要する修得単位数への算入を認めることがある。

（既修得単位等の認定）
第１９条　博士前期課程において，大学院学則第３５条及び第３６条の規定により単位を修得しようとする者は，次の各号に掲げる書類を指定のあった期日までに学長に提出しなければならない。
一　既修得単位認定申請書
二　成績証明書（出身大学の大学院等の発行するもの）
三　申請する授業科目について，出身大学の大学院等が作成した科目の内容，単位制度等単位

の換算，認定に必要な資料

（委任）
第２０条　この規程に定めるもののほか，授業科目の履修方法等に関し必要な事項は，教授会が定める。

附　則
この規程は，平成１３年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程は，平成１５年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則
この規程は，平成１５年１０月１日から施行する。
附　則
１　この規程は，平成１７年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則
１　この規程は，平成１９年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則
１　この規程は，平成２０年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H21.4.1　第1回理事会）
１　この規程は，平成２１年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H22.3.24　第19回理事会）
１　この規程は，平成２２年４月１日から施行する。
２　この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H23.3.23　第38回理事会）
この規程は，平成２３年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H24.2.22　第52回理事会）
この規程は，平成２４年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H25.2.27　第66回理事会）
この規程は，平成２５年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H25.3.27　第67回理事会）
この規程は，平成２５年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H26.3.26　第81回理事会）
この規程は，平成２６年４月１日から施行する。ただし，この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については，なお従前の例による。
附　則（H27.3.25　第94回理事会）
この規程は，平成２７年４月１日から施行する。ただし，改正後の第２条に定める別表は平成２７年度入学者から適用し，平成２６年度以前の入学者については従前の規定を適用する。
附　則（H27.9.30　第100回理事会）
この規程は，平成２７年１０月１日から施行する。
附　則（H29.2.22　第119回理事会）

１　この規程は，平成２９年４月１日から施行する。
２　この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は，平成２９年度入学生から適用し，この規定の施行の日の前日において在学する学生については，なお従前の例による。

附　則（H30.2.28　第133回理事会）

１　この規程は，平成３０年４月１日から施行する。
２　この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は，平成３０年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり，施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については，なお従前の例による。

附　則（H31.2.27　第146回理事会）

１　この規程は，平成３１年４月１日から施行する。
２　この改正による改正後の宮城大学大学院看護学研究科履修規程は，平成３１年度入学生から適用し，この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり，施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については，なお従前の例による。

別表（第２条関係）

看護学研究科看護学専攻博士課程（前期２年の課程）

授業科目				配当年次	単位数 講義	演習	実習	研究	必修・選択の別	備考
専門科目	分野	領域								
	基盤看護学	基礎看護学	基礎看護学特論Ⅰ	１前	2				選択	■研究能力養成コース（修了要件単位数３０単位以上）
			基礎看護学特論Ⅱ	１後	2				選択	【必須】
			基礎看護学演習	１後２前		4			選択	専門科目のうち各専門領域に係る次の科目と看護学特別研究８単位の合計１６単位を修得すること。
		感染看護学	感染看護学特論Ⅰ	１前	2				選択	・講義４単位
			感染看護学特論Ⅱ	１前	2				選択	・演習４単位
			感染看護学特論Ⅲ	１後	2				選択	【選択】
			感染看護学演習Ⅰ	１後		2			選択	次の科目から合計１４単位以上を修得すること。
			感染看護学演習Ⅱ	２前		2			選択	・専門科目のうち必須科目以外の講義科目
		看護管理学	看護管理学特論Ⅰ ＊	１前	2				選択	・専門共通科目
			看護管理学特論Ⅱ	１後	2				選択	・共通選択科目
			看護管理学演習	１後２前		4			選択	
	成熟期看護学	成人健康看護学	成人健康看護学特論	１前	2				選択	
			成人健康看護援助論	１後	2				選択	
			成人健康看護援助論演習	１後２前		4			選択	■専門看護師養成コース（修了要件単位数４２単位以上）
		がん看護学	がん病態生理学 ＊	１前	2				選択	（＊は専門看護師養成コース対象科目）
			がん看護学特論Ⅰ ＊	１前	2				選択	【必須】
			がん看護学特論Ⅱ ＊	１前	2				選択	専門科目のうち各専門領域に係る次の科目，合計２８単位を修得すること。
			がん看護援助論Ⅰ ＊	１前	2				選択	・講義１０単位
			がん看護援助論Ⅱ ＊	１後	2				選択	・演習４単位
			がん看護学演習Ⅰ ＊	１前		2			選択	・実習１０単位
			がん看護学演習Ⅱ ＊	１後		2			選択	・課題研究４単位
			がん看護学実習Ⅰ ＊	１後			4		選択	次の３科目，合計６単位を修得すること。
			がん看護学実習Ⅱ ＊	２前			3		選択	・フィジカルアセスメント
			がん看護学実習Ⅲ ＊	２前			3		選択	・病態生理学
			がん看護学課題研究 ＊	１～２				4	選択	・臨床薬理学
		精神健康看護学	精神健康看護学特論	１前	2				選択	【選択】
			精神健康看護援助論	１後	2				選択	次の７科目から合計８単位以上修得すること。
			精神健康看護援助論演習	１後２前		4			選択	・看護管理学特論Ⅰ
		老年健康看護学	老年健康看護学特論Ⅰ ＊	１前	2				選択	・看護研究特論
			老年健康看護学特論Ⅱ ＊	１前	2				選択	・コンサルテーション論
			老年医療学 ＊	１後	2				選択	・看護倫理
			老年健康看護援助論Ⅰ ＊	１後	2				選択	・看護政策論
			老年健康看護援助論Ⅱ ＊	１後	2				選択	・看護理論
			老年健康看護学演習Ⅰ ＊	１後		2			選択	・看護教育学
			老年健康看護学演習Ⅱ ＊	１後		2			選択	
			老年健康看護学実習Ⅰ ＊	１後			4		選択	
			老年健康看護学実習Ⅱ ＊	２前			3		選択	
			老年健康看護学実習Ⅲ ＊	２前			3		選択	
			老年健康看護学課題研究 ＊	１～２				4	選択	
	次世代育成看護学	母性健康看護学	母性健康看護学特論	１前	2				選択	
			母性健康看護援助論	１後	2				選択	
			母性健康看護援助論演習	１後２前		4			選択	
		小児健康看護学	小児健康看護学特論	１前	2				選択	
			小児健康看護援助論	１後	2				選択	
			小児健康看護援助論演習	１後２前		4			選択	
	広域看護学	地域健康看護学	地域健康看護学特論Ⅰ	１前	2				選択	
			地域健康看護学特論Ⅱ	１後	2				選択	
			地域健康看護学演習Ⅰ	１後２前		2			選択	
			地域健康看護学演習Ⅱ	１後２前		2			選択	
		在宅健康看護学	在宅健康看護学特論Ⅰ	１前	2				選択	
			在宅健康看護学特論Ⅱ	１後	2				選択	
			在宅健康看護学演習	１後２前		4			選択	
		災害看護学	災害看護学特論	１前	2				選択	
			災害看護援助論	１後	2				選択	
			災害看護援助論演習	１後２前		4			選択	
	看護学特別研究			１～２				8	選択	
	（専門科目の合計単位数）				62	48	20	16		

授　業　科　目			配当年次	単位数				必修・選択の別	備考
				講義	演習	実習	研究		
共通科目	専門共通科目	看護研究特論　＊	１前	2				選択	
		看護研究方法特論	１後	2				選択	
		コンサルテーション論　＊	１前	2				選択	
		看護倫理　＊	１前	2				選択	
		看護政策論　＊	１後	2				選択	
		看護理論　＊	１前	2				選択	
		看護教育学　＊	１前	2				選択	
		フィジカルアセスメント　＊	１前	2				選択	
		病態生理学　＊	１前	2				選択	
		臨床薬理学　＊	１前	2				選択	
	共通選択科目	保健情報学	１後	2				選択	
		在宅医療学	１後	2				選択	
		保健行動科学特論	１後	2				選択	
		人間関係情報処理論	１前	2				選択	
		医療経済学	１前	2				選択	
		疫学統計	１前	2				選択	
		統計学特論	１前	2				選択	
		社会福祉学特論	１前	2				選択	
	（共通科目の合計単位数）			36					
合計単位数				98	48	20	16		修了要件単位数 ■研究能力養成コース３０単位以上 ■専門看護師養成コース４２単位以上

看護学研究科看護学専攻博士課程（後期３年の課程）

授　業　科　目		配当年次	単位数				必修・選択の別	備考
			講義	演習	実習	研究		
科目区分								
基本科目	生涯健康支援看護学研究方法特論	１前	2				必修	基本科目は，6単位以上を修得すること
	生涯健康支援評価特論	１・２前	2				選択	
	生涯健康支援看護管理特論	１・２前	2				選択	
	生涯健康支援看護教育特論	１・２後	2				選択	
	（基本科目の合計単位数）		8					
専門科目	生涯健康支援看護学特論	１前	2				必修	専門科目は，4単位以上を修得すること
	次世代育成健康支援看護学演習	１後		1			選択	
	成熟期健康支援看護学演習	１後		1			選択	
	在宅・地域健康支援看護学演習	１後		1			選択	
	（専門科目の合計単位数）		2	3				
特別研究	生涯健康支援看護学特別研究	１～３		6			必修	
合計単位数			10	9				修了要件単位数 １６単位以上

様式第１号（第４条関係）

博士前期課程専門分野・専門領域・履修コース変更許可申請書

平成　　年　　月　　日

看護学研究科長　殿

（申請者）
学籍番号
氏　　名　　印

（研究指導教員）
職・氏名　　印

博士前期課程における専門分野・専門領域・履修コースを下記のとおり変更したいので，許可されるよう申請します。

記

１　変更前	専門分野 専門領域 コース
２　変更希望先	専門分野 専門領域 コース
３　変更理由	

※主研究指導教員が変更となる場合は，変更後の指導教員からの署名・押印を受領の上で提出すること

（変更後指導教員）職・氏名　　印

宮城大学大学院看護学研究科学位論文審査要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，宮城大学学位規程（以下「学位規程」という。）第１８条及び宮城大学大学院看護学研究科履修規程（以下「履修規程」という。）第２０条の規定に基づき，宮城大学大学院看護学研究科における学位論文（履修規程第１８条第２項に規定する「特定の課題についての研究の成果」を含む。以下同じ。）審査に関し必要な事項を定める。

（学位論文の提出）

第２条　学位規程第４条により修士又は博士の学位を申請する者は，同条の規定で定める学位申請書１部に加え，次に掲げる書類を看護学研究科長に提出しなければならない。

一　学位論文　３部
二　学位論文要旨　３部
三　関係資料（別途指示のあるとき）　３部

２　博士前期課程における学位論文・学位論文要旨の体裁は，別途提示する「宮城大学大学院看護学研究科学位論文（修士）作成要領」のとおりとする。

３　博士後期課程における学位論文・学位論文要旨の体裁は，別途提示する「宮城大学大学院看護学研究科学位論文（博士）作成要領」のとおりとする。

４　学位論文の提出期限は，原則として１月中旬とし，別途指示する。

（審査結果の報告）

第３条　学位規程第１０条に定める学長への報告は，様式１による。

（学位論文の保管）

第４条　学位を授与すべきものと決定した者から提出のあった学位論文については，本学図書館において１部を保管する。

（委任）

第５条　学位論文審査に関する事項で本要綱に定めのない事項については，看護学研究科教授会において定める。

附則

この要綱は，平成１４年１０月９日から施行する。

附則

この要綱は，平成１７年４月１日から施行する。

附則

この要綱は，平成２１年４月１日から施行する。

附則

この要綱は，平成２２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

様式１

学位授与に関する報告書

年　　月　　日

宮　城　大　学　長　　殿

宮城大学大学院看護学研究科長
氏　名　　印

年　　月　　日に開催された宮城大学大学院看護学研究科教授会において，下記のとおり学位授与の可否に関する議決を行ったので，宮城大学学位規程第１０条の規定に基づき報告します。

記

１．修士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏　　名	研究題目	学位論文審査結果	最終試験の合否

２．修士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏　　名	研究題目	学位論文審査結果	最終試験の合否

３．博士の学位を授与すべきものと決定した者

学籍番号	氏　　名	研究題目	学位論文審査結果	最終試験の合否

４．博士の学位を授与できないものと決定した者

学籍番号	氏　　名	研究題目	学位論文審査結果	最終試験の合否

宮城大学大学院看護学研究科学位論文（修士）作成要領

平成２６年３月１３日作成
平成２７年１０月７日改訂
平成２９年２月１５日改訂
平成３１年３月１日改訂

学位論文（以下，論文）の作成は，この要領を参考にすること。

１．論文の形式

１）和文原稿はＡ４判縦置き横書きとし，常用漢字，新仮名づかいを用いてワードプロセッサーで作成する。余白は上下35mm，左右は30mmとする。字数は40 字，行数は30 行，改行ピッチ６～８㎜（21.4ポイント前後），字体はMS明朝全角，文字サイズは10.5ポイント，論文中の句読点の表記は，「，」（カンマ全角）および「．」（ピリオド全角）を使用する。

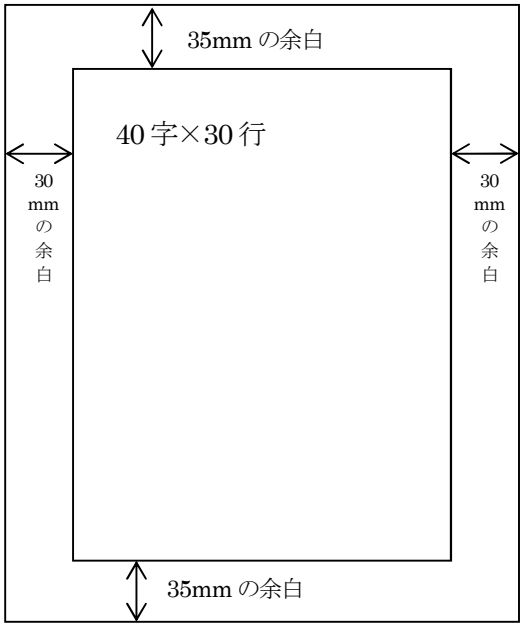

２）英文原稿はＡ４判縦置きとし，ワードプロセッサーで作成し，上下35mm，左右は30mm余白を残してダブル・スペースで印字する。フォントはTimes Roman(Times New Roman)12ポイントを標準とする。英語を母国語としない執筆者の場合は，必ず専門家または英語母国語者のチェックを受ける。

３）審査用の論文について

（１）片面刷りとし，市販の２穴のファイルに綴じる。

（２）表紙は例示にならい（背表紙不要），必要事項を記載する。和文題目文字は 20 ポイント，それ以外は 14 ポイント程度とする。

（３）表紙の次に要旨を入れる。要旨は，様式１により，字体は MS 明朝全角，文字サイズは 10.5 ポイント，論文中の句読点の表記は，「，」（カンマ全角）および「．」（ピリオド全角）を使用する。

（４）要旨の次に内表紙を入れる。内表紙には，例示にならい必要事項を記載する。研究指導教員名は，主研究指導教員のみ記載する。和文題目の文字は 20 ポイント，それ以外は 14 ポイント程度とする。

（５）内表紙の次に目次とする。目次の次から本文とし，下部中央に頁番号をつける。

4）学位論文（修士）保存版について

（1）片面刷りとし，簡易製本する。

（2）背表紙をつける。その他は審査用と同様に作成する。

＜学位論文（修士）表紙・背表紙＞

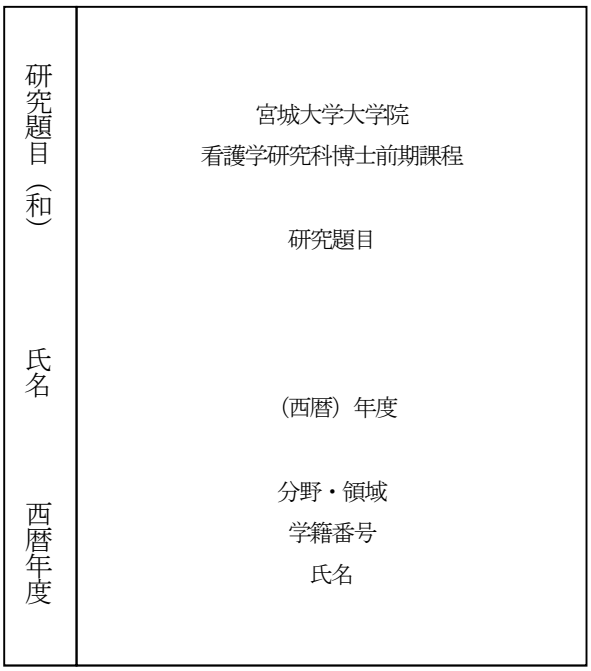

＜要旨＞

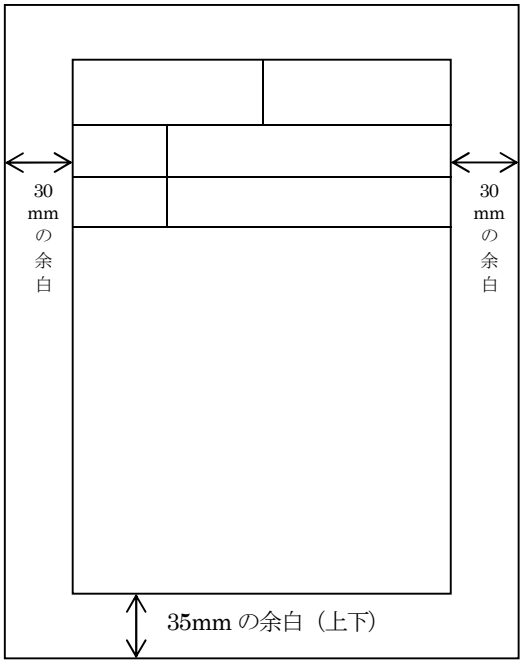

＜内表紙＞

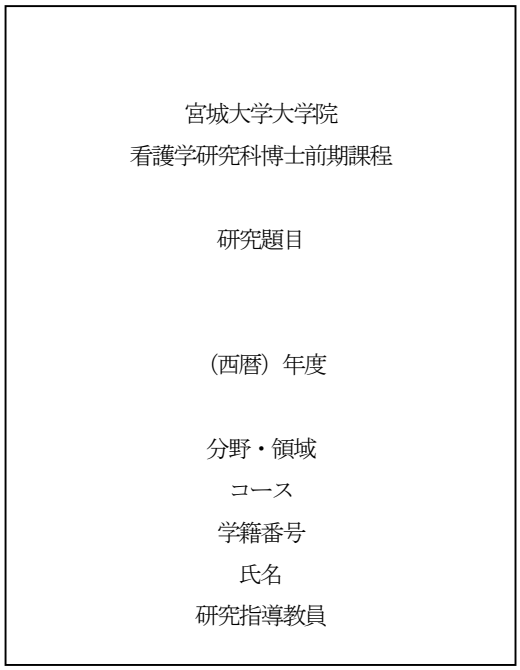

＜目次＞

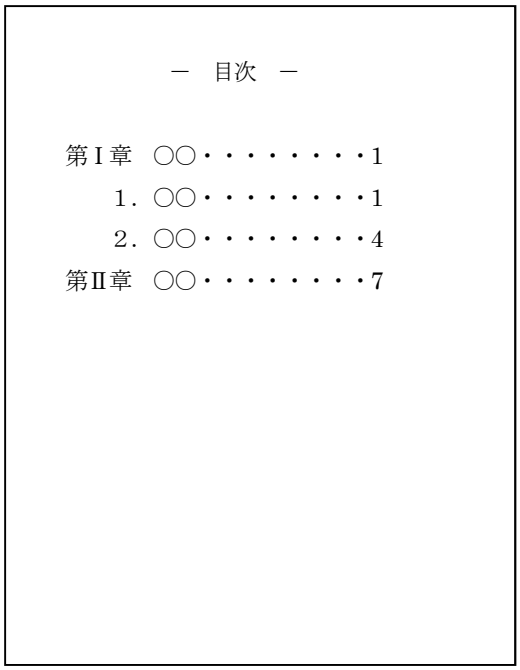

２．論文の構成

論文は，原則として以下の事項から構成される様に作成する。

目　次
本　文
　序　論
　文献検討
　研究方法
　倫理的配慮
　＊宮城大学研究倫理専門委員会の承認を得た場合は，承認番号と承認を受けた年月日を記載する
　結　果
　考　察
　結　論
謝　辞
文　献
図・表
資　料

３．論文作成上の注意事項

１）要旨

要旨は，和文（1,200字程度）とする。要旨はできるだけ構造化抄録に従って記載すること。また，キーワードを論文題目の下に５語以内で記載する。

（例）キーワード：高齢者，心拍出量，心拍数

２）目次

目次は，本文の章・節，謝辞，文献，図表，資料をこの順で掲げるものとし，該当頁を表示する。

３）章・節・項の番号

本文の各章の表題にはローマ数字による番号付けをし（例　Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．あるいは第Ⅰ章，第Ⅱ章，第Ⅲ章），章の次の項目は１．２．３．のようにアラビア数字を用いる。以下には１）２）３）を用いる。番号付けの原則は，Ⅰ．１．１）（１）① の順である。表題は，節・項の順に１文字分あけて記載する。

第Ⅰ章
１．
　１）
　　（１）

４）単位

度量衡は，原則として国際単位系（SI単位）を用いる。

５）略語

略語は，初出のときに正式名称を記載し，そのあとに括弧書きで記入する。

６）頁の記載

頁は，目次にはつけず，本文から図・表の最終頁まで，1，2，n（半角）のようにつける。資料は，ⅰ，ⅱ，nの番号をつける。それらの記入場所は，下中央とする。

７）註記

註記は，脚注として最後にまとめて記載する。また，本文中の註記には+，++を右肩に上付1/4 角をつけ，文献番号１），５）や統計学上の有意水準*，***とは区別する。

８）図表等

図表等とは，図，表，写真を意味する。

図表は本文とは別に作成し，Ａ４判１枚に１つの図または表とする.

（１）図・表は，それぞれに一連番号を付し，また，それらの内容を示す標題（図は下，表は上）をつける。図・表の大きさは，最大Ａ３サイズまでとする。

（２）図・表は，それぞれを一括して綴じる。

９）資料

資料を添付する場合は，通し番号と標題を付す。本文中にはその番号をもって引用する。

10）文献

本文での文献記載方法ならびに文献欄での記載方法は，ＡＰＡスタイルに準ずることとする。

アメリカ心理学会（ＡＰＡ）．前田樹海，江藤裕之，田中建彦（訳）．（2011）．ＡＰＡ論文作成マニュアル 第２版，医学書院（American Psychological Association. 2010. *Publication Manual of the American Psychological Association*. 6th ed. Washington: Author.）

（１）本文での文献記載方法

①本文中には，著者名（姓）と著者名の後に発行年次を括弧表示する。

②同じ年に発刊された場合は，(2013a),(2013b)のように明記する。

③文末に記載する場合は，著者名（姓）と発行年次を括弧表示する。

(例)

<u>文献が１編の場合</u>

・本文中では，１人の著者の場合は「林(2004)は…と報告している」，２人の著者の場合は「島田，林(2003)は…と報告している」，「Yeo and Hayashi(1996)によると…」と表記する。３～５人の場合は初出時には「Shimada, Hayashi, and Tamamoto(2001)は…と報告している」とし，それ以降は第一著者のあとに「ら（et al.）」を付け，「Shimadaら（2001）は…と述べている」と表記する。６人以上の場合は，初出時には第一著者の姓だけを引用しそのあとに「ら（et al.）」を付ける。

・文末では，１人の著者の場合は(林，2004)，２人の著者の場合は（島田，林，2003)，(Yeo & Hayashi，1996)と表記する。３～５人の著者の場合は初出時には（Shimada, Hayashi, & Tamamoto, 2001）と全員の著者名を表記するが，それ以降は第一著者の姓だけを引用し，そのあとに「ら（et al.）」を付ける。６人以上の場合は，（Hamric et al., 1996）と表記する。

<u>文献が複数の場合</u>

・著者の人数の違いによる表記方法は，上述を参照のこと。

・異なる著者による複数の文献を本文中で表記する場合，第一著者の姓のアルファベット順で文献を並べる。「Hamricら（1996），林（2004），島田，林（2003）が報告しているように……」と表記する。

・異なる著者による複数の文献を文末で表記する場合，(　)内に第一著者の姓のアルファベット順で文献を並べ，セミコロンで区切る。（Hamric et al., 1996；林，2004；島田，林，2003）

（２）文献欄での記載方法

①著者名はアルファベット順に並べる。ただし，同著者の文献は，年代の古い順に記載する。

②著者が２名から７名の場合は，すべての著者を列挙する。英語論文の場合は，最後の著者の前に“&”を入れる。８名以上の著者の場合は，６名まで列挙し，省略記号を入れ，最後の著者を記載する。

★定期刊行物（雑誌）

a．著者名（発行年次，西暦年数）．論文の表題．掲載雑誌名，号もしくは巻(号)（1号から連続号の場合には省略可），最初の頁－最後の頁.

(例)

水流聡子，中西睦子，植田喜久子，桂俊樹，眞嶋朋子(1995)．臨床看護から見た日常生活行動レベルの評価．日本看護科学学会，15，58-66.

Thompson, B.M., Hearns, G.N., & Collins, M.J. (1992). Patient perceptions of health professional interpersonal skills. *Australian Psychologist*, *27*, 91-95.

b．著者が８名以上の場合

(例)

Gilbert, D.G., McClernon, J.F., Rabinovich, N.E., Sugai, C., Plath, L.C., Agaard, G., ..., & Botros, N. (2004). Effects of quitting smoking on EEG activation and attention last for more than 31 days and are more severe with stress, dependence, DRD2 A1 allele, and depressive traits. *Nicotine and Tabacco Research*, *6*, 249-267.

★単行本

a．著者名．（西暦年数）．書名（版数 初版は省略可），発行地：出版社名.
（日本語の書籍の場合は，発行地は不要）

(例)

芝祐順．(1979)．因子分析法　第２版，東京大学出版会.

Morse, J.M., & Field, P.A. (1995). *Qualitative research methods of health professionals*(2nd ed.). 21-41, California: SAGE.

b．編集者名．（編）．（西暦年数）．書名（版数　初版は省略可），発行地：出版社名．（日本語の書籍の場合は，発行地は不要）

(例)

林知己夫，飽戸宏（編著）．（1976）．多次元尺度構成法．サイエンス社.

Skevington, S., & Baker, D. (Eds.). (1980). *The social identity of women*. London: Sage.

c．著者名．（西暦年数）．特定の章の名前．編集者名（編）．書名（版数　初版は省略可），最初の頁－最後の頁，発行地：出版社名．（日本語の書籍の場合は，発行地は不要）

(例)

迫田環，植田喜久子，田村典子，村上明子，阪本恵子，鴨井君和．(1993)．行動形成プログラムＡ バイタルサイン・罨法．阪本恵子（編著）．看護教育と看護実践に役立つ行動形成プログラム，28-31，廣川書店.

Spross, J.A., & Baggerly, J. (1989). Models of advanced nursing practice. In A. B.Hamric, & J.A. Spross(Eds.), *The clinical nurse specialist in theory and practice*, 21-24, Philadelphia: W. B. Saunders.

★訳本

a．原著者名．訳者（訳）．（訳本の発行年次）．翻訳書の書名（版数），出版社名（原著者名．発行年次．原著名．版数．発行地：出版社名．）

(例)

フォーセット J.　小島操子（監訳）．（1990）．看護モデルの理解：分析と評価，医学書院（Fawcett, J. 1989. *Analysis and evaluation of concept models of nursing*. 2nd ed. Phildalphia: F.A. Davis.）

★学会抄録

a. 発表者.（発表年，月）．抄録のタイトル．発表されたセッションと学術集会名，開催場所.

（例）

Leclerc, C.M., & Hess, T.M.(2005, August). *Age differences in processing of affectively primed information*. Poster session presented in 113th Annual Convention of the American Psychological Association, Washington, DC.

名古屋紘子，河原畑尚美，平木尚美，出井理恵子，小野幸子.（2013，8月）．認知症高齢者を受け持った学生への指導経過と課題．日本看護教育学会第23回学術集会，仙台.

★インターネットに掲載されている論文，文書

a. 発表者.（掲載された年月日）．文書のタイトル．出典　URL（検索日：年月日）

（例）

Centers for Disease Control and Prevention.(2011, April 11). 2011 Guidelines for the Prevention of Intravascular Catheter-Related Infections. Retrieved from http://www.cdc.gov/hicpac/bsi/bsi-guidelines-2011.html

厚生労働省.（2012年7月26日）．平成21年簡易生命表の概況について.
出典　http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life09/index.html（検索日：2014年1月5日）

様式1

学位論文(修士)要旨

学籍番号 氏　　名	分野　　領域 コース
研究題目	
キーワード	

1,200字程度

宮城大学大学院看護学研究科学位論文（博士）作成要領

平成２６年３月１３日作成
平成２７年１０月７日改訂
平成２９年２月１５日改訂
平成３１年３月１日改訂

学位論文（以下，論文）の作成は，この要領を参考にすること。

１．論文の形式

１）和文原稿はＡ４判縦置き横書きとし，常用漢字，新仮名づかいを用いてワードプロセッサーで作成する。余白は上下35mm，左右は30mmとする。字数は40 字，行数は30 行，改行ピッチ６～８㎜（21.4ポイント前後），字体はMS明朝全角，文字サイズは10.5ポイント，論文中の句読点の表記は，「，」（カンマ全角）および「．」（ピリオド全角）を使用する。

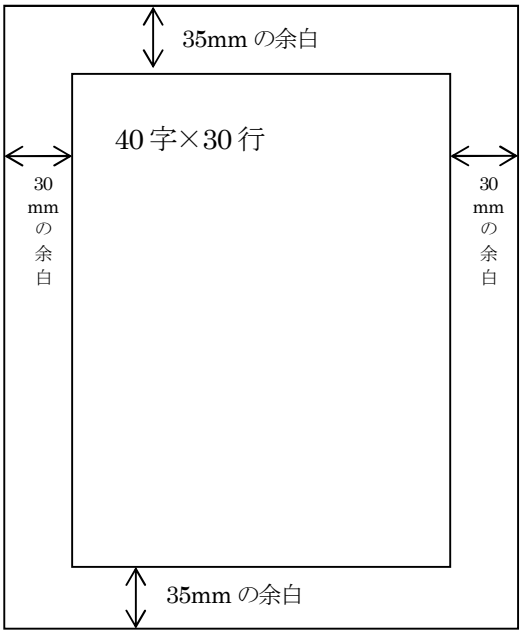

２）英文原稿はＡ４判縦置きとし，ワードプロセッサーで作成し，上下35mm，左右は30mm余白を残してダブル・スペースで印字する。フォントはTimes Roman(Times New Roman)12ポイントを標準とする。英語を母国語としない執筆者の場合は，必ず専門家または英語母国語者のチェックを受ける。

３）審査用の論文について

（１）片面刷りとし，市販の２穴のファイルに綴じる。

（２）表紙は例示にならい（背表紙不要），必要事項を記載する。和文題目文字は 20 ポイント，それ以外（英文タイトル含む）は 14 ポイント程度とする。

（３）内表紙には，例示にならい必要事項を記載する。研究指導教員名は，主研究指導教員の記載のみとする。和文題目文字は 20 ポイント，それ以外（英文タイトル含む）は 14 ポイント程度とする。

（４）内表紙の次に和文要旨を綴じる。本審査用は，和文要旨，英文要旨の順で綴じる。

（５）要旨の次に目次とする。

（６）目次の次から本文とし，下部中央に頁番号をつける。

4）学位論文（博士）保存版について

（1）片面刷りで製本する。

（2）黒色のカバーとする。表紙，背表紙には例示にならい，その他は審査用と同様に作成する。

＜博士論文表紙・背表紙＞

研究題目（和） 氏名 西暦年度	宮城大学大学院 看護学研究科博士後期課程 研究題目 （英文タイトル） （西暦）年度 分野 学籍番号 氏名

＜内表紙＞

宮城大学大学院
看護学研究科博士後期課程

研究題目
（英文タイトル）

（西暦）年度

分野
学籍番号
氏名
研究指導教員

＜要旨・目次＞

要旨

キーワード

Abstract

Key Words

－　目次　－

第Ⅰ章　○○・・・・1
　1．○○・・・・1
　2．○○・・・・4
第Ⅱ章　○○・・・・7

２．論文の構成

論文は，原則として以下の事項から構成される様に作成する。

目　次

本　文

　序　論

　文献検討

　研究方法

　倫理的配慮

　＊宮城大学研究倫理専門委員会の承認を得た場合は，承認番号と承認を受けた年月日を記載する

　結　果

　考　察

　結　論

謝　辞

文　献

図・表

資　料

３．論文作成上の注意事項

１）要旨

要旨は，和文（1,200字程度）と英文（600語程度）とする。要旨はできるだけ構造化抄録に従って記載すること。また，キーワードを和文・英文要旨の末尾に，各々５語以内で記載する。

（Key words は，Medical subject headings（国立医学中央図書館）を参照可）

（例）キーワード：高齢者，心拍出量，心拍数

Key words：elderly people，cardiac output，heart rate

２）目次

目次は，本文の章・節,謝辞,文献,図表,資料をこの順で掲げるものとし，該当頁を表示する。

３）章・節・項の番号

本文の各章の表題にはローマ数字による番号付けをし（例　Ⅰ．Ⅱ．Ⅲ．あるいは第Ⅰ章，第Ⅱ章，第Ⅲ章），章の次の項目は１．２．３．のようにアラビア数字を用いる。以下には１）２）３）を用いる。番号付けの原則は，Ⅰ．１．１）（１）① の順である。表題は，節・項の順に１文字分あけて記載する。

第Ⅰ章

１．

１）

（１）

４）単位

度量衡は，原則として国際単位系（SI単位）を用いる。

５）略語

略語は，初出のときに正式名称を記載し，そのあとに括弧書きで記入する。

６）頁の記載

頁は，目次にはつけず，本文から図・表の最終頁まで，1，2，n（半角）のようにつける。資料は，ⅰ，ⅱ，nの番号をつける。それらの記入場所は，下中央とする。

７）註記

註記は，脚注として最後にまとめて記載する。また，本文中の註記には+，＋＋を右肩に上付1/4 角をつけ，文献番号１），５）や統計学上の有意水準*，***とは区別する。

８）図表等

図表等とは，図，表，写真を意味する。

図表は本文とは別に作成し，Ａ４判１枚に１つの図または表とする.

（１）図・表は，それぞれに一連番号を付し，また，それらの内容を示す標題（図は下，表は上）をつける。図・表の大きさは，最大Ａ３サイズまでとする。

（２）図・表は，それぞれを一括して綴じる。

９）資料

資料を添付する場合は，通し番号と標題を付す。本文中にはその番号をもって引用する。

10）文献

本文での文献記載方法ならびに文献欄での記載方法は，ＡＰＡスタイルに準ずることとする。

アメリカ心理学会（ＡＰＡ）．前田樹海，江藤裕之，田中建彦（訳）．（2011）．ＡＰＡ論文作成マニュアル 第２版，医学書院（American Psychological Association. 2010. *Publication Manual of the American Psychological Association*. 6th ed. Washington: Author.）

（１）本文での文献記載方法

①本文中には，著者名（姓）と著者名の後に発行年次を括弧表示する。

②同じ年に発刊された場合は，(2013a),(2013b)のように明記する。

③文末に記載する場合は，著者名（姓）と発行年次を括弧表示する。

(例)

<u>文献が１編の場合</u>

・本文中では，１人の著者の場合は「林(2004)は…と報告している」，２人の著者の場合は「島田，林(2003)は…と報告している」，「Yeo and Hayashi(1996)によると…」と表記する。３～５人の場合は初出時には「Shimada, Hayashi, and Tamamoto(2001)は…と報告している」とし，それ以降は第一著者のあとに「ら（et al.）」を付け，「Shimadaら（2001）は…と述べている」と表記する。６人以上の場合は，初出時には第一著者の姓だけを引用しそのあとに「ら（et al.）」を付ける。

・文末では，１人の著者の場合は(林，2004)，２人の著者の場合は（島田，林，2003），(Yeo & Hayashi，1996)と表記する。３～５人の著者の場合は初出時には（Shimada，Hayashi，& Tamamoto，2001）と全員の著者名を表記するが，それ以降は第一著者の姓だけを引用し，そのあとに「ら（et al.）」を付ける。６人以上の場合は，（Hamric et al.，1996）と表記する。

<u>文献が複数の場合</u>

・著者の人数の違いによる表記方法は，上述を参照のこと。

・異なる著者による複数の文献を本文中で表記する場合，第一著者の姓のアルファベット順で文献を並べる。「Hamricら（1996），林（2004），島田，林（2003）が報告しているように……」と表記する。

・異なる著者による複数の文献を文末で表記する場合，（　）内に第一著者の姓のアルファベット順で文献を並べ，セミコロンで区切る。（Hamric et al.，1996；林，2004；島田，林，2003）

（２）文献欄での記載方法

①著者名はアルファベット順に並べる。ただし，同著者の文献は，年代の古い順に記載する。

②著者が２名から７名の場合は，すべての著者を列挙する。英語論文の場合は，最後の著者の前に“&”を入れる。８名以上の著者の場合は，６名まで列挙し，省略記号を入れ，最後の著者を記載する。

★定期刊行物（雑誌）

a．著者名（発行年次，西暦年数）．論文の表題．掲載雑誌名，号もしくは巻(号)（1号から連続号の場合には省略可），最初の頁－最後の頁.

(例)

水流聡子，中西睦子，植田喜久子，桂俊樹，眞嶋朋子(1995)．臨床看護から見た日常生活行動レベルの評価．日本看護科学学会，15，58-66.

Thompson, B.M., Hearns, G.N., & Collins, M.J. (1992). Patient perceptions of health professional interpersonal skills. *Australian Psychologist*, *27*, 91-95.

b．著者が８名以上の場合

(例)

Gilbert, D.G., McClernon, J.F., Rabinovich, N.E., Sugai, C., Plath, L.C., Agaard, G., ..., & Botros, N. (2004). Effects of quitting smoking on EEG activation and attention last for more than 31 days and are more severe with stress, dependence, DRD2 A1 allele, and depressive traits. *Nicotine and Tabacco Research*, *6*, 249-267.

★単行本

a．著者名．（西暦年数）．書名（版数 初版は省略可），発行地：出版社名.
（日本語の書籍の場合は，発行地は不要）

(例)

芝祐順．(1979)．因子分析法　第２版，東京大学出版会.

Morse, J.M., & Field, P.A. (1995). *Qualitative research methods of health professionals*(2nd ed.). 21-41, California: SAGE.

b．編集者名．（編）．（西暦年数）．書名（版数　初版は省略可），発行地：出版社名．（日本語の書籍の場合は，発行地は不要）

(例)

林知己夫，飽戸宏（編著）．（1976）．多次元尺度構成法．サイエンス社.

Skevington, S., & Baker, D. (Eds.). (1980). *The social identity of women*. London: Sage.

c．著者名．(西暦年数)．特定の章の名前．編集者名（編）．書名（版数　初版は省略可）,最初の頁－最後の頁,発行地：出版社名．（日本語の書籍の場合は，発行地は不要）

(例)

迫田環，植田喜久子，田村典子，村上明子，阪本恵子，鴨井君和．(1993)．行動形成プログラムＡ バイタルサイン・罨法．阪本恵子（編著）．看護教育と看護実践に役立つ行動形成プログラム，28-31，廣川書店.

Spross, J.A., & Baggerly, J. (1989). Models of advanced nursing practice. In A. B.Hamric, & J. . Spross(Eds.), *The clinical nurse specialist in theory and practice*, 21-24, Philadelphia: W. B. Saunders.

★訳本

a．原著者名．訳者（訳）．(訳本の発行年次)．翻訳書の書名（版数），出版社名（原著

者名．発行年次．原著名．版数．発行地：出版社名．）

（例）

フォーセット J.　小島操子（監訳）．（1990）．看護モデルの理解：分析と評価，医学書院（Fawcett, J. 1989. *Analysis and evaluation of concept models of nursing.* 2nd ed. Phildalphia:　F. A.Davis.）

★学会抄録

a．発表者．（発表年，月）．抄録のタイトル．発表されたセッションと学術集会名，開催場所．

（例）

Leclerc, C.M., & Hess, T.M.(2005, August). *Age differences in processing of affectively primed information*. Poster session presented in 113th Annual Convention of the American Psychological Association, Washington, DC.

名古屋紘子，河原畑尚美，平木尚美，出井理恵子，小野幸子（2013，8月）．認知症高齢者を受け持った学生への指導経過と課題．日本看護教育学会第23回学術集会，仙台．

★インターネットに掲載されている論文、文書

a．発表者．（掲載された年月日）．文書のタイトル．出典　URL（検索日：年月日）

（例）

Centers for Disease Control and Prevention.(2011, April 11). 2011 Guidelines for the Prevention of Intravascular Catheter-Related Infections. Retrieved from http://www.cdc.gov/hicpac/bsi/bsi-guidelines-2011.html

厚生労働省．（2012年7月26日）．平成21年簡易生命表の概況について．出典　http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life09/index.html（検索日：2014年1月5日）

宮城大学大学院看護学研究科学位論文審査基準

1.「学位論文（修士）」審査基準

1）研究主題について

- 独創性がある
- 看護学、看護実践への貢献性がある
- 今後の研究発展の可能性が認められる
- 新規性がある

2）論文構成について

研究題目	・ 研究題目に、研究内容を反映した key words が含まれている ・ 意義ある研究であることが伝わる表現である
研究目的	・ 研究題目に即した文献検討に基づき、研究背景が整理され、研究課題が明確に示されている ・ 看護（学）の問題・課題の全体像を明確にし、研究の位置づけが示されている ・ 研究目的が明確に示されている ・ 研究の意義について明示されている
研究方法	・ 研究目的に応じた研究デザイン・研究方法（対象の選定、データ収集方法、分析方法）が、選択されている ・ 研究方法が明確かつ具体的に記述されている ・ 信頼性・妥当性、真実性・確実性を保証する方法が示されている
研究結果	・ 研究方法に基づいて、必要なデータが十分に収集されている ・ 研究目的に沿って、分析結果が記述されている ・ 図・表等は、分かりやすく提示されている
考　察	・ 目的に沿って、論理的に展開されている ・ 結果に基づき、解釈に矛盾や飛躍がない ・ 文献が適切に活用されている ・ 看護の実践の変革・改善や看護学への貢献性が示唆されている
研究の 限界と課題	・ 研究の限界と課題が述べられている
結　論	・ 得られた結果、考察から、結論が導かれている ・ 簡潔明瞭に、記述されている
倫理的配慮	・ 本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されている ・ 研究過程のすべてにおいて、倫理的配慮がなされている
論理構成	・ 研究主題・目的・方法から結論に至るまで首尾一貫した論理構成である ・ 明解、一貫性、論理性のある論旨が展開されている

3）口頭試問について

- 研究内容を分かりやすく説明できる
- 質問に対応して自分の言葉で説明できる

2.「学位論文（課題研究）」審査基準

1）研究主題について

- 看護実践への貢献性がある
- 今後の研究発展の可能性が認められる
- 課題解決の方向性が示されている

2）論文構成について

- １.「学位論文（修士）」の 2）論文構成についての審査基準に準ずる
- ただし、研究活動時間数が少ないことから生じる研究規模の縮小等を考慮する

3）口頭試問について

- １.「学位論文（修士）」の 3）口頭試問についての審査基準に同じ

3.「学位論文（博士）」審査基準

1）研究主題について

- 独創性がある
- 生涯健康支援看護学における位置づけが明確であり、看護学、看護実践への貢献性がある
- 発展性がある
- 新規性がある
- 国際的評価に値する

2）論文構成について

- １.「学位論文（修士）」の 2）論文構成についての審査基準に同じ

3）口頭試問について

- １.「学位論文（修士）」の 3）口頭試問についての審査基準に同じ